

学校等における 食物アレルギー対応の手引

京都府教育委員会

はじめに

学校生活においてアレルギー疾患に対する配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、「学校等においても適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」ことが示されました。

食物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を行うことが重要です。

このため、府教育委員会といたしましては、本年度、都道府県としての総合的な観点から、全教職員が活用できるマニュアル作成に向けて、新たに食物アレルギー対応委員会を設置し、有識者をはじめとする委員からの貴重な御意見を集約した上で、食物アレルギー対応の基本的な考え方を示すとともに、「学校等における食物アレルギー対応の手引」を作成いたしました。

本手引は、学校給食の実施の有無に関わらず、全ての学校において食物を扱う学習活動を行うことから、小・中・高等学校及び特別支援学校を対象としています。全ての教職員が組織的に対応できるよう、関係機関と連携した支援体制の在り方、学習活動及び学校給食の時間等における配慮点や管理体制、宿泊を伴う校外学習での準備など、必要な事項について整理しています。

特に、学校においては、医師の診断に基づき、保護者との共通理解を図り連携して取り組むことが重要であることから、「学校生活管理指導表」の活用を必須として対応するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、事前の準備や対応の流れ、校内研修例などについても盛り込んでいます。

今後、各教育委員会、学校及び調理場において、地域の状況に応じた食物アレルギー対応方針や組織体制の構築、マニュアルの作成及び教職員研修等に本手引を活用いただき、食物アレルギー疾患を有する児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、より一層の取組の推進をお願いいたします。

平成29年3月

京都府教育庁指導部保健体育課長

目 次

はじめに

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

第1章 食物アレルギーとは

1 食物アレルギーとは	1 - 1
2 食物アレルギーの病型	1 - 1
(1) 即時型食物アレルギー	1 - 1
(2) 口腔アレルギー症候群（O A S）	1 - 3
(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	1 - 3

第2章 学校で行う食物アレルギー対応

1 学校での組織的な対応について	2 - 1
(1) 校内組織体制	2 - 1
(2) 食物アレルギーを有する児童生徒の支援体制	2 - 4
(3) 取組から実践までの流れ	2 - 5
(4) 年間計画の作成	2 - 8
2 「学校生活管理指導表」等について	2 - 9
(1) 様式について	2 - 9
(2) 保管及び情報共有	2 - 9

第3章 学校生活における食物アレルギーへの配慮と管理

1 学習活動等における配慮と管理	3 - 1
(1) 食物、食材を扱う授業、活動	3 - 1
(2) 体育、部活動等運動を伴う活動	3 - 1
(3) 校外学習	3 - 2
ア 食事の配慮	3 - 2
イ 事前準備	3 - 2
2 学校給食における配慮と管理	3 - 4
(1) 教室での対応	3 - 4
(2) 献立作成や調理場での対応	3 - 5
ア 献立作成委員会による対応方針の作成	3 - 5
イ 献立作成時に留意すること	3 - 6
ウ 調理作業で留意すること	3 - 10

第4章 緊急時の対応

1	対応の手順	4-1
(1)	アレルギー症状への対応の手順	4-1
(2)	緊急時対応の役割分担	4-1
(3)	個人情報の管理及び情報共有	4-1
(4)	関係機関との連携	4-1
2	内服薬・エピペン [®]	4-2
(1)	処方薬の例	4-2
ア	内服薬	4-2
イ	エピペン [®]	4-3
(2)	管理について	4-3

第5章 食物アレルギーの知識の普及、啓発

1	教職員向けの研修	5-1
2	児童生徒及び保護者向けの知識の普及、啓発	5-2

第6章 災害時を想定した準備

1	食物アレルギーを有する児童生徒の確認及び対応	6-1
2	緊急薬やエピペン [®] の管理	6-1
3	災害時緊急カードや緊急時(災害時)のおねがいカード	6-1

第7章 参考事例及び資料

1	ヒヤリハット事例	7-1
2	ハートウォーミング事例	7-8
3	京都府内での修学旅行等の校外活動に対する取組「おこしやすプロジェクト」	7-9
	参考例・参考資料	7-12

※アドレナリン自己注射薬を「エピペン[®]」(商品名)と表記

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができる（安全の確保）。
- ② 食物アレルギーを有する児童生徒においても、学校給食の時間及び食物を扱う学習活動等を安全、かつ楽しんで過ごすことができる（QOL【Quality Of Life】の向上）。
- ③ 教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 教職員全員が研修等の実施により、食物アレルギーに関する正しい知識を身に付ける。
- ⑤ 児童生徒の食物アレルギーに対する理解を深める。
- ⑥ 保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- ⑦ 緊急時に適切な対応を行う。

第1章 食物アレルギーとは

1 食物アレルギーとは

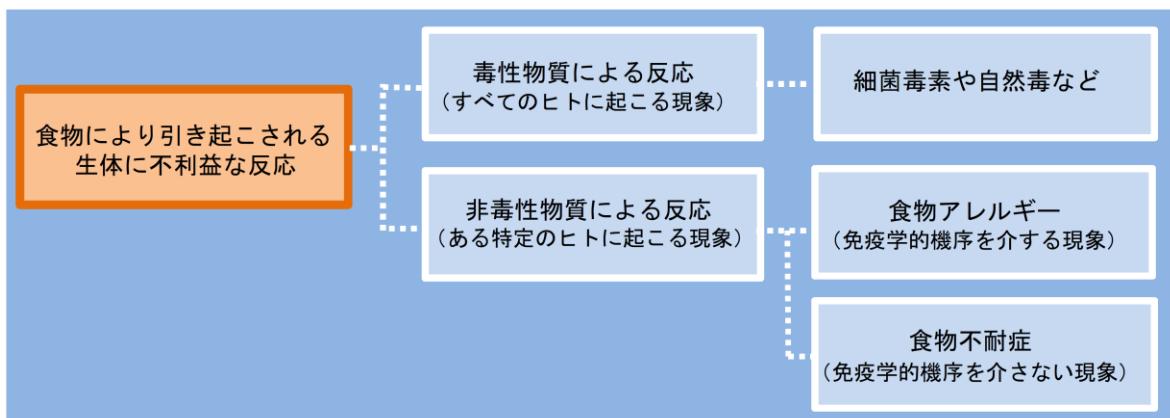
医学的には「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」と定義されています。食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫システムが過剰に反応して起こる有害な症状をいいます。

食物アレルギー、アナフィラキシーの有症者率は以下のとおりです。

	食物アレルギー	アナフィラキシー	エピペン®保持者
小学校	4.5%	0.6%	0.4%
中学校・中等教育学校	4.7%	0.4%	0.2%
高等学校	4.0%	0.3%	0.1%
合計	4.5%	0.5%	0.3%

(文部科学省委託事業「学校生活における健康管理に関する調査」(平成25年度))

<食物により引き起こされる生体に不利益な反応の分類>



出典：日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会:食物アレルギー委員会報告 第2報 食物アレルギーの定義と分類について、日本小児アレルギー学会誌 第17巻第5号 558-559:2003 より一部改変

2 食物アレルギーの病型

(1) 即時型食物アレルギー

典型的には、原因食物を摂取して2時間以内に症状が現れます。体の様々な部位に、次ページの<即時型食物アレルギーの症状>のような多様な症状がみられます。表の★印の付いた症状はこれらの中でも特に注意が必要で、これらの症状が見られた場合は、至急、医療機関の受診が必要です。エピペン®の使用や救急車要請等、迅速な対応が必要な場合もあります。

<即時型食物アレルギーの症状>

1. 皮膚の症状	5. 呼吸器の症状 ★
かゆみ、じんましん、赤み(紅斑)	声がかずれる(嗄声)、犬が吠えるような咳、のどがしめ付けられる感じ(咽頭絞扼感)、咳、息が苦しい(呼吸困難)、ゼーゼー・ヒューヒューする(ぜん鳴)、低酸素血症
2. 目の症状	6. 消化器の症状 ★
結膜の充実、かゆみ、まぶたの腫れ	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
3. 口・のどの症状	7. 循環器の症状 ★
口・のどの中の違和感、イガイガ感、唇・舌の腫れ	脈が速い(頻脈)、脈が触れにくく、脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い(チアノーゼ)、血压低下
4. 鼻の症状	8. 神経の症状 ★
くしゃみ、鼻汁、鼻づまり	元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便を漏らす(失禁)

出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）

即時型食物アレルギー症状の中には、より早期に対応が必要な緊急性が高い症状があります。下記に示されている症状のうち1つでもあれば、エピペン®を使用することが推奨されており、至急、救急車を要請する必要があります。エピペン®が処方されていない場合も同様に救急車を要請します。

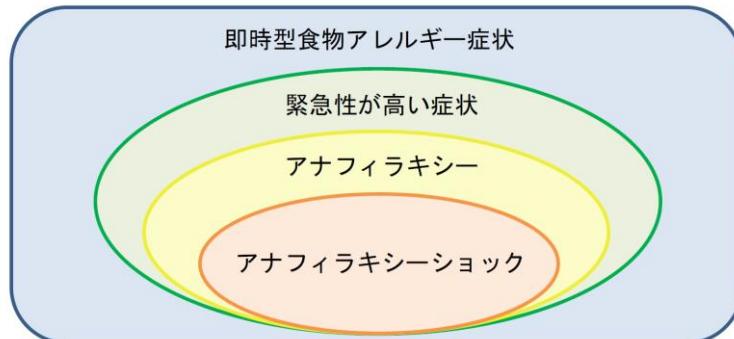
一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんができない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳き込み	・声がかずれる ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくく・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

出典：「日本小児アレルギー学会」のホームページより

これらの「緊急性が高い症状」の中でも、一つの臓器にとどまらず、皮膚の症状、呼吸器の症状、消化器の症状、循環器の症状、神経の症状などの複数の臓器に重篤な症状が現れる場合を、アナフィラキシーと呼びます。また、アナフィラキシーにおいて、ショック症状（血压低下やそれに伴う意識障害などの症状）を伴う場合「アナフィラキシーショック」と呼び、生命を脅かす可能性のある最も危険な状態であり、迅速かつ適切な対応が必要です。



出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）

(2) 口腔アレルギー症候群（OAS）

果物や生野菜を食べることにより、IgE抗体が反応し、主症状として口腔内違和感を覚え、口腔内に限局した軽度の即時型反応を示す疾患を口腔アレルギー症候群といいます。本症は、加熱した果物や野菜では症状が出ないことが多いですが、花粉症患者にみられる場合、花粉-食物アレルギー症候群といいます。

果物や野菜によるアレルギーの中には加熱しても症状が出る場合や、症状が口腔内にとどまらず全身症状を示す場合もありますので注意が必要です。

なお、果物や野菜を食べたときに起こる口腔内違和感がすべてアレルギー症状とは限りません。果物や野菜中のヒスタミンなどの化学伝達物質が直接作用して口腔内違和感を起こすことがよくあります。

(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

食べただけでは症状は起こさず、食後に運動が加わることによってアナフィラキシーが起こるタイプです。

今まで普通に摂取できていた食物を摂取後に、激しい運動をすることによって、アナフィラキシーが誘発される疾患です。初回の症状誘発は予測ができません。

全身に広がるじんましんや紅斑などの皮膚症状に加え、高い頻度で呼吸困難やショック症状などの重篤な状態に至ります。運動によって腸での消化や吸収に変化が起き、アレルゲン性を残したタンパク質が吸収されてしまって起こると考えられています。

第2章 学校で行う食物アレルギー対応

第2章 学校で行う食物アレルギー対応

1 学校での組織的な対応について

(1) 校内組織体制

学校における食物アレルギー対応は組織で検討し、学校全体で取り組む必要があります。教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより組織的に対応するために、校長を総括責任者として校内食物アレルギー対応委員会を設置します。

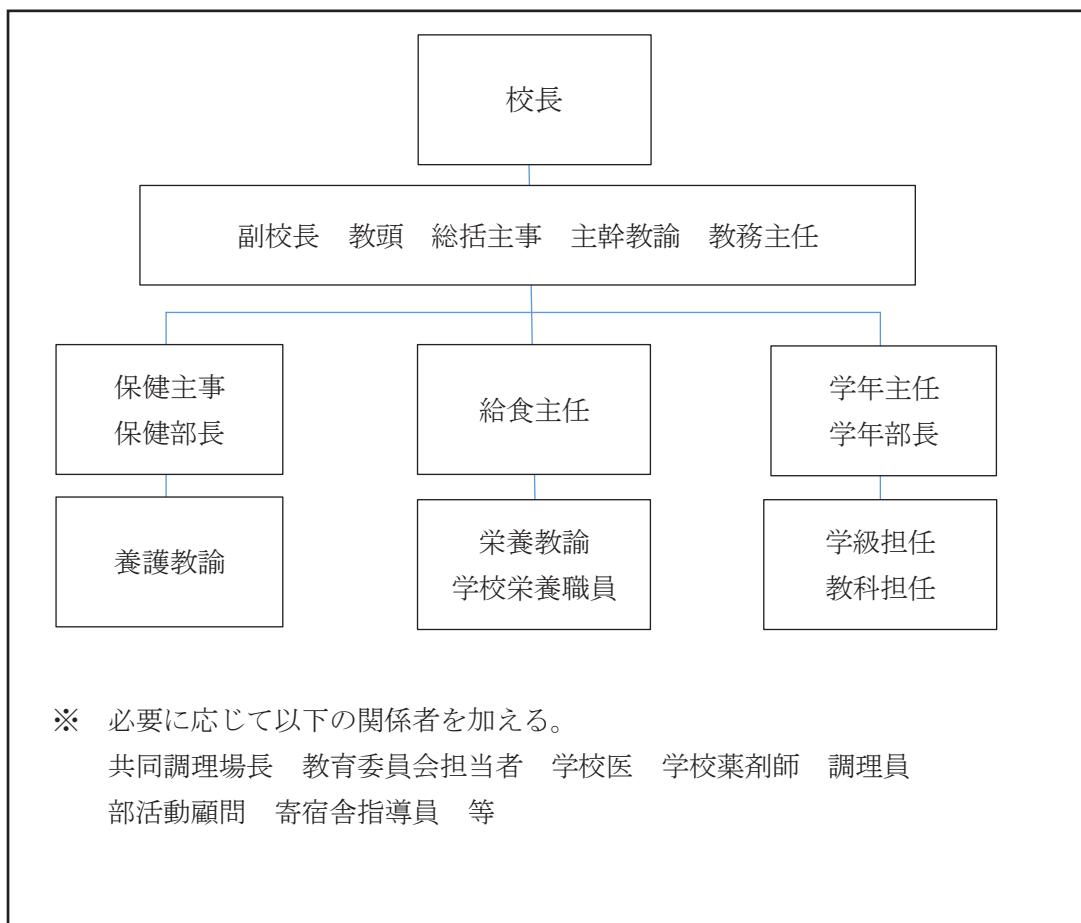
【校内食物アレルギー対応委員会】

委員会では校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定します。

また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応並びに校内外の研修の企画、実施を促します。

なお、当該委員会は、既存の委員会や組織で代替することもできます。

<校内食物アレルギー対応委員会の組織例>



<対応委員会での役割例>

校長

- ・ 校内の食物アレルギー対応の総括責任者であり、各市町（組合）教育委員会の方針について、全教職員に指導する。
- ・ 校内食物アレルギー対応委員会を設置及び開催し協議の上、対応を決定する。
- ・ 主治医、学校医への情報提供を行うとともに協力を依頼する。

副校長、教頭、総括主事、主幹教諭、教務主任

- ・ 校内体制の指示伝達、連絡調整を行う。
- ・ 校内研修等を企画する。
- ・ 必要に応じ関係機関等との連携を図る。

保健主事、保健部長、給食主任

- ・ 児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・ 個別の取組プラン（P 7－15 参照）の作成について、学級担任、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員と協力する。

学年主任、学年部長、学級担任、教科担任等

- ・ 児童生徒の実態や緊急時の対応を把握し、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、保健主事、保健部長、給食主任等との連携を図る。
- ・ 保護者等との個別面談を実施する。
- ・ 保健主事、保健部長、給食主任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員と協力して個別の取組プラン（P 7－15 参照）を作成する。
- ・ 給食時間前後には、誤食防止のための管理を徹底する。食物アレルギーを有する児童生徒が給食時間を安全かつ楽しく過ごせるよう配慮する。
- ・ 他の児童生徒に対して、食物アレルギーについて正しく学ぶ機会を設ける。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の給食における喫食状況や食べ残し状況を記録とともに、継続的な実態把握に努める。
- ・ 給食時間に教室に担任が不在の場合は、代行の教職員に十分な引き継ぎを行う。
- ・ 保護者からの食物アレルギー対応についての申し出があれば、関係教職員に連絡し速やかに連携を図る。

養護教諭

- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間の連携を図る。
- ・ 保護者等との個別面談において、食物アレルギー症状出現時の状態や対応方法を確認する。
- ・ 主治医、学校医、医療機関との連携を図る。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態に基づき、個別の取組プラン（P 7－15 参照）、個別の緊急時対応マニュアル（P 7－17 食物アレルギー緊急時対応マニュアル参照）を作成する。
- ・ 全教職員に食物アレルギーについて知識の普及・啓発を図り、緊急時の対応について周知する。

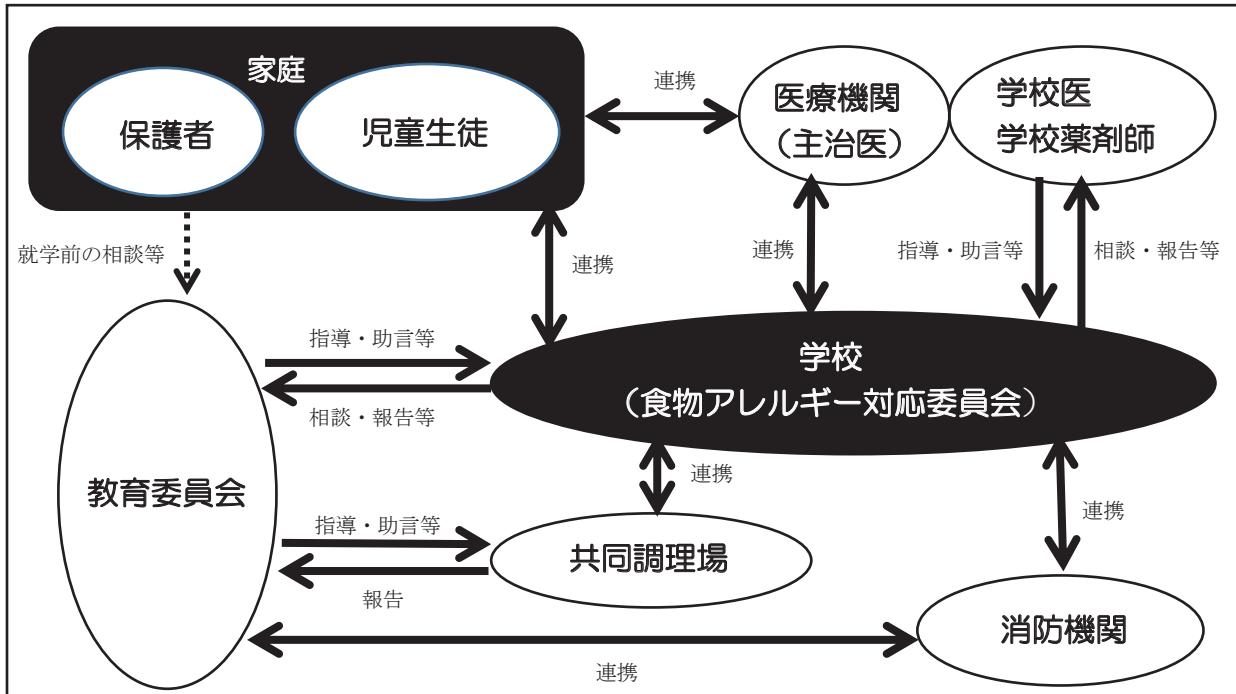
栄養教諭、学校栄養職員

- ・ 保護者等との個別面談において、アレルギーの原因食物の確認と給食の提供方法等の調整を行う。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態に基づき、個別の取組プラン（P 7－15 参照）を立案する。
- ・ 個別の取組プランに基づき、具体的な調理・配膳作業などを管理し、安全な給食提供環境を整える。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒の状況、調理場の能力、学校組織等を考慮し、安全が担保される献立作成を行う。
- ・ 毎月の献立内容や提供の方法などについて、詳細な献立表（P 3－5 参照）を活用し保護者と連携する。必要に応じて食品納入業者から提出された原材料表や加工手順等の情報提供を行う。

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒の支援体制

学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、緊急の対応を要する事態の発生を防ぐためにも、家庭及び各関係機関との連携を図り、支援体制を整備する必要があります。

＜支援体制の例＞



＜連携の在り方の例＞

主治医と学校との連携

食物アレルギーを有する児童生徒が、強いアレルギー症状を起こす可能性がある場合には、保護者の了解のもと、緊急対応の方法等について指示を受け、備えておく必要があります。

消防機関と学校との連携

食物アレルギーを有する児童生徒が、強いアレルギー症状を起こし、エピペン[®]使用や救急搬送の可能性がある場合、緊急時に円滑な対応ができるよう、地域の消防機関との連携体制を整えておきます。

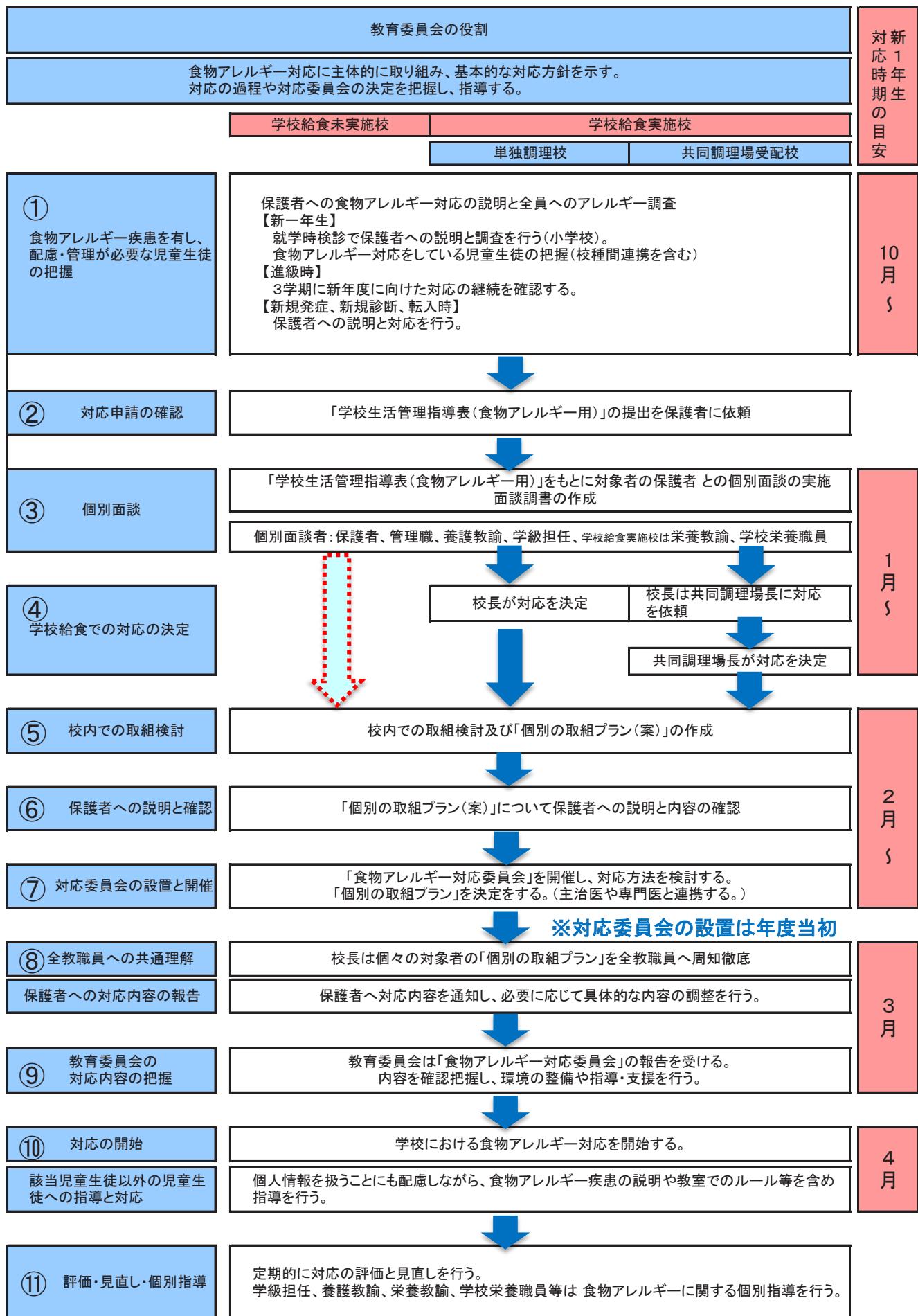
教育委員会の指導・助言及び学校からの相談・報告

教育委員会は、医療機関等との連携のもと、学校における食物アレルギー対応の適切な推進のための組織を作り一定の方針を示すことにより、学校を支援するとともに、必要に応じ指導・助言を行います。

また、学校は、食物アレルギーに係る諸課題について教育委員会に相談しながら進めるとともに、事故及びヒヤリハット事例などについて報告します。

第2章 学校で行う食物アレルギー対応

(3) 取組から実践までの流れ



- ① 食物アレルギー疾患を有し、配慮・管理が必要な児童生徒の把握
 - [新一年生]・・・就学時検診（小学校）、調査票等
 - [進級時]
 - [新規発症、新規診断、転入時]
- ② 対応申請の確認

対応申請時に学校生活管理指導表（食物アレルギー用）（P 2-10 参照）の提出を保護者に依頼します。
- ③ 個別面談（P 7-13、7-14 参考例1 参照）
 - ◎ あらかじめ対応委員会で面談担当者及び面談で確認する内容を決定します。
 - ・ アレルゲン及び診断時期
 - ・ アナフィラキシーの既往の有無（重症度）
 - ・ 内服薬やエピペン®の処方の有無
 - ・ 家庭での対応内容、学校生活で必要な対応内容
 - ・ 緊急時連絡先、連絡方法、その他のアレルギー疾患の有無等
 - ※ 関係者への情報共有について、事前に保護者の了解を得ておく。
- ④ 学校から保護者へ以下のような情報を提供し、丁寧に説明します。
 - ・ 学校での対応方針
 - ・ 緊急時の対応方法
 - ・ 給食提供の可否
 - ・ 給食内容についての情報提供
 - ・ 弁当及び薬を持参する場合の管理方法 等

入学後の円滑な給食開始のために
は、就学前に、過去の献立表の情報提
供や、給食時間の見学を行うことも有
効です。
- ⑤ 校内での取組検討

個別の対応内容について「個別の取組プラン（案）」を作成し、食物アレルギー対応委員会で検討します（P 7-15 参考例2 参照）。
- ⑥ 保護者への説明と確認

学校で対応できる範囲を説明し、対応方法を確認します。緊急時の対応についても確認します。

⑦ 対応委員会の設置と開催

食物アレルギー対応委員会で対応内容を決定し、個別の取組プランを確定し、関係者への周知を図ります。

⑧ 全教職員への共通理解／保護者への対応内容の報告

食物アレルギーの対応については給食時間だけではなく、学校生活のあらゆる場面で対応が必要であるため、全教職員が共通理解をしておくことが重要です。

また、個別の対応内容が決定したら、保護者に知らせ、同意を得た上で対応を進めます（P 7－16 参照例3 参照）。

＜教職員間の周知の例＞

周知の内容	周知の方法
個別の取組プランの周知について	職員会議、校務分掌会議 等
校内の緊急対応の周知について	校内研修会、文書配布 等
学校給食での食物アレルギー対応の方針やルールについて	職員会議、給食だより、共同調理場だより 等

⑨ 教育委員会の対応内容の把握

学校は教育委員会へ食物アレルギー対応の内容を報告します。学校の状況を把握した教育委員会は、必要に応じて医療機関や消防署等との連携を図ります。また、対応に関わる現場の環境整備や指導、支援を行います。

⑩ 対応の開始

状況のモニタリングを行い、決定された対応内容が確実に遂行されているかを確認します。

学校給食の調理場においては、関係職員が連携を図り、作業工程や作業動線についての見直し、対応のためのルール作り（P 3－4 参照）、帳票類の整備などを行い事故防止に努めます。

⑪ 評価・見直し・個別指導

対応を行う中で様々なアクシデントやインシデントが発生します。学校や調理場で起きた事故やヒヤリハットの事例は食物アレルギー対応委員会に報告し、問題の把握と分析を行い、未然に事故を防ぐ方法の検討及び次年度の対応計画の策定にフィードバックさせます。また、事故の概要については、教育委員会に報告します。

対応を見直す時などは、主治医や学校医、学校薬剤師とも相談しながら指導を行います。

(4) 年間計画の作成

学校行事等を踏まえ、食物アレルギー対応について、計画的に進めます。

<年間計画の例>

月	実施内容	関連行事と市町(組合)教育委員会との関わり	
4	・個別の取組プランの決定と共有 ・給食運営実施について共通理解	○ 市町(組合)教育委員会等による方針の各学校への説明	
5	・ 食物アレルギー対応研修会(エピペン®実技研修を含む) ○ 食物アレルギー対応の実態報告		
6		○ 市町(組合)教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会 (実態や事故の検証、方針やマニュアル等について検討)	
7	・ 1学期の学校給食実施結果	○ 市町(組合)教育委員会等から、事故の検証や方針やマニュアルなどの検討結果を学校へ周知	
8			
9	・ 2学期の学校給食対応		
10	☆ 次年度入学予定児童へのアレルギー調査 ★ 次年度入学予定生徒へのアレルギー調査と小中学校の情報交換	☆ 就学時健康診断(小学校)	
11	☆★ 食物アレルギーを有する児童生徒(在校生)と入学予定児童生徒へ学校生活管理指導表等の提出を依頼		
12	★ 生徒の個別調査面談の実施 ・ 2学期の学校給食実施結果	★ 入学説明会(中学校)	
1	・ 3学期の学校給食対応		
2	☆ 入学予定児童の食物アレルギー対応 ☆ 児童の個別調査面談の実施 ☆ 保幼小連携・情報交換 ○ 市町(組合)教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会へ支援してほしいことを提案	☆ 入学説明会(小学校) ○ 市町(組合)教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関する委員会 (対応の判断に迷う児童生徒や、施設や調理員の数などについて支援内容を検討)	
3	○ 市町(組合)教育委員会等の支援の回答や児童生徒の個別調査に基づき個別面談の実施。個別の取組プラン案の作成・仮決定・共有 ・ 3学期・年度末の学校給食実施結果 ・ 次年度学校給食実施計画 ★ 中高連携・情報交換	★ 入学説明会(高等学校)	

学校給食実施状況把握

○ 市町(組合)教育委員会等との関わり	☆ 小学校関係
★ 中学校、高等学校関係	・ 共通

年度途中の転入者には、その都度情報提供を行い、収集し、必要に応じて個別対応を行う。

出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省) 2015 より一部改変

前述の食物アレルギー対応委員会の開催時期、会議回数は学校の実情に合わせ工夫することが必要です。

例えば、保護者からの情報収集方法や時期を工夫することで、会議の時期や回数も変動します。転入生があった場合は隨時、会議を開催することも必要です。

また、年度初めと終わりの年2回は、定期的に会議を行います。これまでの対応状況の評価や見直し（対応の継続や解除）等を行うことが必要です。

2 「学校生活管理指導表」等について

学校において配慮や管理が必要な児童生徒の状況を把握し、学校における対応の検討を行う根拠とするため、保護者に医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」等の提出を求める必要があります。

提出後は、具体的な対応について面談を行い、強いアレルギーが誘発される可能性があり、緊急時にエピペン®の投与を必要とする場合等、必要に応じて主治医との連携を図ってください。

様式については、医師の診断や指示事項を把握することが目的であるため、下記に示している様式以外を使用しても差し支えありません。また、症状等に変化がない場合であっても配慮や管理が必要な場合は、少なくとも毎年1回の提出が必要です。

なお、「学校生活管理指導表」等、医師の診断に基づいて作成される文書には文書料が必要です。

(1) 様式について

京都府医師会推奨の「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を次ページに掲載しています（P 2-10 参照）。

「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」 (京都府医師会推奨)について

公益財団法人日本学校保健会の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに学校での食物アレルギーに対応できるよう、食物アレルギーに限定して作成された様式（京都市教育委員会・京都市学校医会作成）で、京都府医師会が使用を推奨しています。

※ 「京都市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」と同様式ですが、「京都市学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」は3枚複写になっています。

(2) 保管及び情報共有

児童生徒の健康に関わる重要な個人情報が記載されているため、学校での管理には十分注意を要すると同時に、全教職員がその情報を共有し、緊急を要する事態の発生に備えておく必要があります。日常の取組及び緊急時の対応に役立てるため、全教職員で情報を共有することを保護者に書面で確認しておいてください。経過を確認するため、在学中は学校で保管し、卒業時に保護者に返却してください。

学 校 生 活 管 理 指 導 表 (食 物 ア レ ル ギ 一 用)

【京都府医師会推奨】

氏名	男・女	平成 年 月 日 生	立	学校 年 組	病型・治療		☆保護者 電話:	☆連絡医療機関 医療機関名
					A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)	A 給食		
1 即時型 < アナフィラキシーの既往がある場合は⇒(年前) >		1 管理不要 2 保護者と相談し決定		B 食物・食材を扱う授業・活動		緊急連絡先		
2 口腔アレルギー症候群		1 配慮不要 2 保護者と相談し決定		C 運動(体育・部活動等)		1 管理不要 2 保護者と相談し決定		
3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		D 宿泊を伴う校外活動		1 配慮不要 2 食事やイベントの際に配慮が必要		E その他(記載)の配慮・管理事項 (自由記載)		
B 原因物質・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ<>内に除去根拠を記載		〔除去根拠〕 該当するものすべてを 「<>内」に記載。 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE 抗体など検査結果が陽性		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		記載日 年 月 日 医師名 印		
1 鶏卵		<> ()		7 甲殻類(エビ・カニ) <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
2 牛乳・乳製品		<> ()		8 果物類() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
3 小麦		<> ()		9 魚類() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
4 ソバ		<> ()		10 肉類() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
5 ピーナッツ		<> ()		11 大豆 <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
6 種実類・木の実類		<> ()		12 コマ <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
7 甲殻類(エビ・カニ)		<> ()		13 軟体類・貝類() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
8 果物類()		<> ()		14 その他1() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
9 魚類()		<> ()		15 その他2() <> ()		〔食物採取により経験した症状〕 該当するものすべてを 「内」に記載。 a: 皮膚 痍状 b: 消化器症状 c: 呼吸器症状 d: 循環器症状 e: 神経症状		
C 緊急時に備えた処方薬								
1 内服薬(薬品名):				2 アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)		3 その他(薬品名):		
○ 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。								
○ 本診断書の内容については、年度毎に再評価が必要です。 (次回提出予定日 : 年 月)								
保護者署名 _____								

京都府医師会推奨「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」

記入上の留意事項

学校生活管理指導表(食物アレルギー用)

【京都府医師会推奨】

氏名	男・女	平成 年 月 日 生	立	学校	年	組
A 病型・治療 A 食物アレルギー病型(食物アレルギー) 1 即時型 < アナフィラキシーの 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アレルギー				学校生活上の留意点 A 給食 1 管理不要 2 保護者と相談し決定		
B 原因物質・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく > 内に除去根拠を記載 除去根拠 食物摂取により経験した症状 複数回答あり <ul style="list-style-type: none"> 1 鶏卵 <> () [除去根拠] 該当するものすべてを <> 内に記載。 2 牛乳・乳製品 <> () <> 内に記載。 3 小麦 <> () ① 明らかな症状の既往 4 ソバ <> () ② 食物経口負荷試験陽性 5 ピーナッツ <> () ③ IgE 抗体など検査結果が陽性 6 種実類・木の実類 <> () 7 甲殻類(エビ・カニ) <> () 8 果物類 <> () 9 魚類 <> () 10 肉類 <> () 11 大豆 <> () 12 ゴマ <> () 13 軟体類・貝類 <> () 14 その他1 <> () 15 その他2 <> () 				☆保護者 電話: 保護者が記入します。		
C 運動(体育・部活動等) 1 食物特異的IgE抗体陽性のみを根拠として除去する必要性はありません。				☆連絡医療機関 医療機関名		
D その他の配慮・管理事項(自由記載) E 特記事項、配慮すべき事項があれば御記入ください。				記載日 年 月 日 医師名 (印) 医療機関名		
本診断書の内容については、年度毎に再評価が必要です。 (次回提出予定日 : 年 月)						

○ 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

保護者署名 _____

公益財団法人日本学校保健会「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	男・女	平成 年 月 日 生 (歳)	学校 年 相 提出日 平成 年 月 日			
	病型・治療 A. 重症度分類(发作型) 1. 重大会員型 2. 中等度会員型 3. 中等度持続型 4. 軽度持続型			学校生活上の留意点 A. 病型(体育・部活動等) 1. 保護者登録登入 2. ベータ刺激剤内服 3. 重症持続型 B. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 3. 重症持続型 C. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 D. その他の		
アレルギー疾患用	病型・治療 A. 重症度分類(发作型) 1. 重症度会員型 2. 中等度会員型 3. 中等度持続型 4. 軽度持続型			学校生活上の留意点 A. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 B. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 C. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 D. その他の		
	病型・治療 A. 重症度分類(发作型) 1. 重症度会員型 2. 中等度会員型 3. 中等度持続型 4. 軽度持続型			学校生活上の留意点 A. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 B. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 C. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 D. その他の		
アレルギー性細胞炎	病型・治療 A. 重症度分類(发作型) 1. 重症度会員型 2. 中等度会員型 3. 中等度持続型 4. 軽度持続型			学校生活上の留意点 A. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 B. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 C. その他の		
	病型・治療 A. 重症度分類(发作型) 1. 重症度会員型 2. 中等度会員型 3. 中等度持続型 4. 軽度持続型			学校生活上の留意点 A. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 B. 重症度選択 1. 重症型 2. 保護者登録登入 C. その他の		
●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。						

1. 同意する
2. 同意しない
保護者署名: _____

第3章 学校生活における 食物アレルギーへの配慮と管理

第3章 学校生活における食物アレルギーへの配慮と管理

1 学習活動等における配慮と管理

(1) 食物、食材を扱う授業、活動

微量の原因食物でもアレルギー症状を起こす児童生徒は、原因食物を“食べる”だけでなく“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となる可能性があります。そのことから、食物アレルギーを有する児童生徒も参加できるよう、原因食物を含まない内容で行うこととも考慮に入れてみましょう。

＜きめ細かな配慮が必要な活動例＞

- ・ 調理実習
- ・ 小麦粘土を使った活動
- ・ 牛乳パックを使った工作
- ・ 給食後の牛乳パックの洗浄や片付け
- ・ そば打ち体験
- ・ 落花生の栽培後の試食
- ・ 学校祭・文化祭等での模擬店

(2) 体育、部活動等運動を伴う活動

食物アレルギー治療中の児童生徒においては、運動が症状誘発のリスクになるかどうか（下段※）を把握するとともに、食物アレルギーの既往がない児童生徒についても、頻度は低いものの、食後の激しい運動によってアナフィラキシーが誘発される可能性（食物依存性運動誘発アナフィラキシーP 1－3 参照）があることを、全教職員に周知する必要があります。

※食物アレルギー治療中に食後の運動により誘発されるアレルギー症状について

食物アレルギーの治療中には、原因となる食物を摂取できるようになっても、食後に走り回ったりすると症状が出ることがあります。食物アレルギーが完全には治っていないことを示しています。午後に運動することがわかっているときには昼食でその食物を摂取しないように医師から指導されています。学校での発症を防ぐために、食物アレルギーの児童生徒がいる学級の体育は午前中に行っている学校もあります。

症状が出現した場合の対応は誤食による即時型反応出現時と同じです。すぐに、あらかじめ処方されている内服薬を飲み、それでも症状が進行する場合には医療機関受診が必要となります。救急車要請やエピペン®の使用が必要となることもあります。

(3) 校外学習

校外学習の注意点として、食事の配慮と事前準備が挙げられます。

ア 食事の配慮

校外学習での配慮には、宿泊先や見学先での食事の手配等があります。事前に保護者や宿泊先等を交えて十分に情報を交換し、どこまでの対応が必要で、どこまでの対応が可能なのかを確認しておきます。校外学習は全ての児童生徒にとって貴重な体験であり、食物アレルギーを有する児童生徒もできるだけ参加できるよう配慮することが必要です（P 3-3、P 7-10「京都おこしやすプロジェクト・食物アレルギー事前調査票」参照）。

こんなことにも注意！

- ◎ 食事の事前確認（食材の確認）
- ◎ メニュー変更の有無
- ◎ 配膳時の確実な受け渡し（本人の対応食であるかの確認）
- ◎ 食事中の観察、食後の健康観察
- ◎ 土産物店、サービスエリア等での試食への注意

部活動の合宿や学習合宿等についても同様に配慮しましょう。

イ 事前準備

校外学習では、普段の授業に比べて教職員の目が行き届きにくくなります。参加する全教職員が、食物アレルギーを有する児童生徒の情報を十分に把握し、持参薬の有無や管理方法、万一発症した場合の対応を事前に保護者等と十分に話し合っておく必要があります。

なお、アナフィラキシーのリスクのある場合やエピペン[®]を処方されている場合は、救急で受診する際に主治医からの紹介状を用意しておくと円滑な治療につながります。

また、校外で重篤な症状を発症した場合を想定し、搬送を依頼する消防署、医療機関等を事前に確認しておく必要があります。

<宿泊を伴う校外学習での準備（例）>

時期のめやす	担当者	対応の内容
6箇月～1年前	管理職	<p>宿泊施設に食物アレルギーを有する児童生徒がいることを伝え、宿泊施設の環境、食物アレルギーの対応について資料提供を依頼する。</p>
6箇月～1年前	学級担任 管理職	<p>保護者に次年度の宿泊学習の活動計画や食事について概要を説明し、対応について確認する。</p>
新年度当初	学級担任 管理職	<p>旅行会社・宿泊施設に食物アレルギーの対応について確認する。緊急時に備え、搬送しやすい部屋の確保や周囲の医療機関を調べる。</p>
下見の時期	学級担任 管理職	<p>現地を下見し、宿泊施設、消防署、その他関係機関に食物アレルギーの対応について確認する。</p>
1～2箇月前	学級担任 管理職	<p>「食物アレルギー事前調査票（保護者記入）※P 7-10 参照」などを活用し児童生徒の様子を家庭、学校から宿泊施設、旅行会社に伝える。 宿泊施設での食事メニュー、必要に応じて成分表や調理作業工程表等の依頼をする。 緊急時に対応できる医療機関や消防署を確認し、依頼書を送付する。 保護者と主治医に相談の上、医療機関との連携方法について検討する（紹介状など）。</p>
1～2箇月前	養護教諭	<p>宿泊行事事前健康調査を実施する（参加者全員配付）。</p>
3週間前	学級担任 養護教諭	<p>保護者に活動計画、食事、薬、緊急時の対応、医療機関等について、主治医の指示を含め、打合せと確認をする。</p>
1週間前	管理職 学級担任 養護教諭 引率教員	<p>活動計画に合わせ、支援体制を確認する。 緊急時の救急体制を引率教員で共通理解し、確認する。</p>

出典：「南丹市食物アレルギー対応マニュアル」（南丹市教育委員会）2014 より一部改変

2 学校給食における配慮と管理

(1) 教室での対応

給食の時間では誤食防止のための管理が必要です。特に、食物アレルギー対応食について、学級担任及び食物アレルギーを有する児童生徒が確認する方法を具体的に決めます。誤食事故等が起こらないようルールを決める等の配慮をするとともに、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意しましょう。

＜誤食事故が起きないためのルール作り（例）＞

- 配膳時に誤配しないためのルール

例えば 学級担任は食札、詳細な献立表と対応食とが間違いないかを照らし合わせてから、食物アレルギーを有する児童生徒に手渡す。

例えば 交流給食やセレクト給食など日常と違う形態の給食でも、いつものとおり、学級担任は食札、詳細な献立表と対応食とが間違いないかを照らし合わせてから、食物アレルギーを有する児童生徒に手渡す。



例えば 特別支援学校等で、食物アレルギーを有する児童生徒がペースト食等を喫食している場合、対応食と他の料理との違いが分かりにくく、内容確認がしにくい場合があるので、調理室では、専用容器に配食し、氏名、クラス、料理名をラップに直接記入すること、食札による確認を複数で行うこと、配膳室で学級担任に配膳担当者等が直接手渡すことなどのルールを作る。

- おかわり等を含む喫食時の注意事項やルール

例えば おかわりによる誤配を作らないようにするために、給食はできる限り全て配り切り、適量配食を心がける。

- 片付け時の注意事項やルール

例えば 牛乳パックを片付ける際には、牛乳の残りが飛び散るなどの危険があるので、片付ける場所を指定し、食物アレルギーを有する児童生徒が触れないように工夫する。

こんな工夫をしている学校も

- ◎ 小学校低学年では、食物アレルギーを有する児童の座る位置を固定し、担任が近くに座り、食事の観察を行うとともに、他の子の食べ物やおかわりを間違わないようにしている。
- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒、特にアナフィラキシーのリスクの高い児童生徒の傍に座り、厳重に注意している。

(2) 献立作成や調理場での対応

食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。そのためにも、安全性を最優先とします。

ア 献立作成委員会による対応方針の作成

食物アレルギー対応委員会で決定した給食対応の基本方針及び市町（組合）教育委員会の献立作成の基本方針に基づき、安全な学校給食の提供を目的に、各学校や調理場の能力や環境（体制・人的環境・物理的環境）、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえて作成します。

【詳細な献立表の配付について】

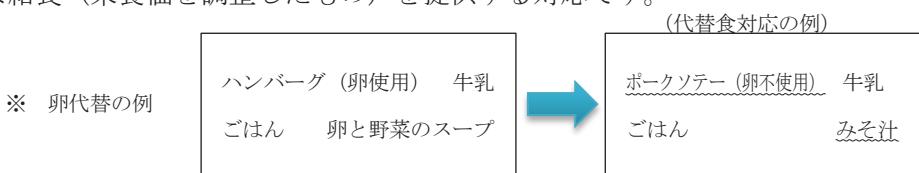
料理ごとの原材料を全て記載した詳細な献立表は、事前に保護者や学級担任等に配付し、対応内容について連携を図ります。

※ 保護者から要請があれば、加工食品等の原材料がわかる書類等を提供します。

<食物アレルギーに対応した学校給食の種類と対応例>

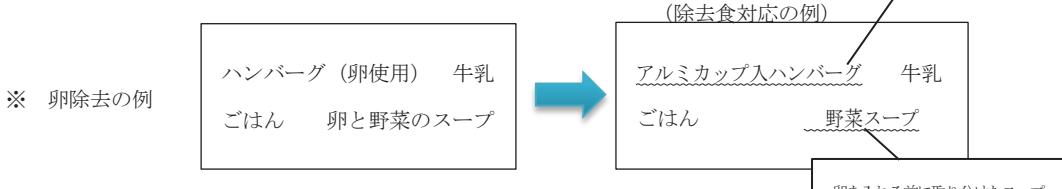
【代替食対応】

除去した原因食物に対して、代わりの食材を加えたり、調理方法を変えたりして完全な給食（栄養価を調整したもの）を提供する対応です。



【除去食対応】

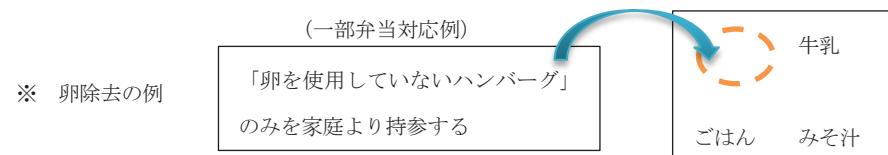
原因食物を料理から除いて提供する対応です。



【完全弁当対応、一部弁当対応】

すべて弁当を持参する「完全弁当対応」と、食べられない一部の料理の代わりに部分的に自宅から弁当を持参する「一部弁当対応」があります。

食物アレルギー対応が調理場では困難な場合に行われる対応です。



イ 献立作成時に留意すること

安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とし、段階的な対応は行わないようにします。

食物アレルギーを有する児童生徒への安全な給食提供や、弁当対応が必要な児童生徒への配慮を考慮した献立作成を行います。

食品のアレルギー表示制度と献立作成

特にアレルギーを起こしやすいとされる食品のうち、次の7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生（ピーナッツ））は、特定原材料と言い、発症数、重篤度から考えて表示する必要が高いものとして表示が義務化※されています。献立作成や物資選定の際には、食品表示を必ず確認するとともに、その使用について配慮します。

※食品衛生法に基づく特定原材料を含む旨の表示の義務化（平成14年 厚生労働省）

※食品表示法（平成27年4月改訂 消費者庁）

留意事項1：原因食物の使用頻度

① 特に重篤度の高い原因食物について【そば、落花生（ピーナッツ）】

学校給食においては献立に含めないよう配慮しましょう。

② 特に発症数の多い原因食物について【卵、乳、小麦、えび、かに】

次のように提供方法等を工夫し、提供する際は使用するねらいを明確にします。

- できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないようにし、対応食の品数が少なくなるよう配慮します。
- 同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、1週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなど配慮します。

<1週間の献立例> ※原因食物が卵の児童とえびの児童が在籍している学校

卵は週1回まで、えびは週1回までとルールを決めている1週間の献立例

月	火	水	木	金
肉じゃが ほうれん草の お浸し	魚の香味焼 切干大根の煮物 みそ汁	鶏肉の唐揚げ パンサンスー ¹ えび入り卵スープ (えび、卵)	吹き寄せごはん 小芋のそぼろ煮 のっつい汁	カレーライス ドレッシングサラダ りんご

③ その他対応申請のあった食物について

食物アレルギーを有する児童生徒の実態に応じて対応を検討します。

留意事項2：できるだけ原因食物を使用しない調理方法の検討

- 原因食物を使用しないことで、作業工程や動線が複雑になることを防ぎます。

こんな工夫をしている調理場も

- 唐揚げ、かき揚げ、フライの衣等で小麦粉の代わりに米粉、じゃがいもでんぷんを使用する。
- かき揚げやフライの衣等に卵を使用しない。
- 原因食物を使用していない加工食品や調味料を選ぶ。(卵、牛乳を使用していないハム等)

留意事項3：使用食品の明確化

- 原因食物が使用されていることが明確な料理名にします。

例えばこんな料理名

かにと卵のスープ、大豆のかみかみ揚げ、えび入りしゅうまい

- 原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにします。

例えばこんな工夫

ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる。



- 料理ごとに使用している食品がわかる詳細な献立表を作成し、学校、調理場、保護者等の関係者全員で同一のものを共有します。
- 加工食品に原因食物が使用されている場合は、献立表にそれを明記し、必要に応じて詳細に原材料が確認できるようにします。

留意事項4：弁当対応への考慮

- 「原因食物が極微量でも反応が誘発される可能性がある場合」には安全な給食の提供は困難な場合があり、弁当対応を考慮します。
- 単にエピペン®所持者であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。下記の①～⑥に該当する場合、主治医に対応の必要性について改めて確認することが望まれます。

＜考慮対象となる例＞

- ① 調味料・だし・添加物の除去が必要な場合

原因食物	多くの場合除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ごま油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう
肉類	エキス

- ② 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についての除去指示がある時

(注意喚起例)

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを補食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- ③ 多品目の食物除去が必要
- ④ 食器や調理器具の共用ができない
- ⑤ 油の共用ができない
- ⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

＜弁当の保管について＞

持参した弁当については、衛生管理・安全管理の面から、職員室等の管理のできる冷蔵庫か冷暗所で保管し、給食時間に本人確認を行い手渡すようにします。

留意事項5：物資選定委員会との連携

- 物資選定委員会等は、献立作成委員会等で決定した原因食物の使用における方針に基づいて、食品の選定及び調達を行います。
- 食品の選定での連携を図るとともに、物資選定方針等の見直しにおいても連携がとれるようとしておきます。

留意事項6：保護者との献立調整

- 給食の内容について、保護者と同じ内容を共有することが重要です。

詳細な献立表の家庭への配付

- 栄養教諭・学校栄養職員等は、使用食品が明記された詳細な献立表に、「給食での対応内容（代替食・除去食）」や「家庭から持参してもらうもの（弁当持参）」などについての案を記し、保護者に配付する。
- 加工食品の原材料などの情報についても提供する。



家庭での献立表の確認

- 保護者は「食べられないもの」を確認し、「食べない」あるいは「替わりに家から持参する」などについてチェックし、献立表に記し回答する。



対応の最終確認・関係職員への周知

- 栄養教諭・学校栄養職員等は保護者がチェックした献立表をもとに、アレルギー対応食（代替食・除去食）等について保護者及び関係者と最終確認をする。
- 確認した対応内容を学級担任、養護教諭、調理員、受配校配膳担当者等に周知する。
- 対応を考慮した作業工程表、作業動線図を作成する。



保護者への通知

- 対応内容を保護者に通知する。
- 弁当持参が必要となる場合は、保護者に依頼する。
- 保護者が献立の対応内容について児童生徒に説明するよう、保護者に依頼する。

ウ 調理作業で留意すること

留意事項1：調理作業中の混入を防ぐための事前の確認

- 事前に、栄養教諭・学校栄養職員と調理に関わる全員で、アレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、打合せを行います。
なお、調理指示書、作業工程表、作業動線図は、一般食用と対応食用とを別に作るのでなく、1枚で作業が確認できるようにします。

【確認項目】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の出欠状況
- 除去、代替する食品と献立
- 調理の担当者
- 調理の手順
- 取り分ける時はそのタイミング
- 使用する調理器具、対応食の専用食器及び専用食缶

作業工程表作成のポイント

- 必ず事前に作成する。
- 一般食の作業工程表についても明記する。
- いつ、どこで、誰が、何に気を付けて（混入・誤配等）作業するか明記する。
- 途中で取り分ける料理についても明記する。

作業動線図作成のポイント

- 必ず事前に作成する。
- 一般食の作業動線図の中に対応食の作業動線図についても明記する。
- 対応食を調理する場所を明記する。
- 混入が心配される場所について明記し、注意を促す。

備考欄

調理作業工程表（例）

平成28年月日（ ）

校長検印

作成者

汚染作業区域

非汚染作業区域

アレルギー対応食 ・ 無 (白菜のクリームシチューの代替食)

献立名	担当者	時間	工程	担当者	時間	工程	担当者
白菜のクリームシチュー	A	8:00	検収 → ルウ作り(牛乳)	8:30	9:00	白菜、人参、玉ねぎ、じゃがいも切り	9:30
野菜サラダ	B	9:00	「下処理」白菜、人参、玉ねぎ、じゃがいも ブロッコリー カリフラワー	10:00	10:30	白菜炒める・煮込み・調味	11:00
その他 (アレルギー用シチュー)	C	10:30	ブロッコリー一切り カリフラワー一切り	11:30	12:00	鶏肉炒める・煮込み・調味	清掃作業
ムニエル	D	11:30	アレルギー対応食 3人分 白菜のクリームシチュー (牛乳除去、豆乳代替) ○年○組 ○○○○ ○年○組 ○○○○ ○年○組 ○○○○	12:00	12:30	鶏で・冷却 → 和える	配食
	E	12:30	鐵板準備			【白菜のクリームシチュー】 煮込み・調味	配食(専用食器、食札)
	F	12:30	小麦粉まぶす				配食

担当者を明確にし、対応内容を作業工程に書き入れます。

◎ 調理作業中に担当者や時間の変更が生じた場合は、赤字で修正するなど正確に記録しておき、次回の参考にすること

留意事項2：検収での確認

- 納品された食品が発注した食品であるか検収します。
- 加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ食品か確認します。

留意事項3：混入を防ぐための調理作業中の工夫

- 対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして作業を行います。
- 調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業します。調理作業中は区別化を意識して作業を行います。
- 混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理します。
- 一般食と一緒に調理し、原因食物を入れる前に途中で取り分ける場合は、対応食担当者が原因食物の混入が無いことを確認してから取り分けます。
- 調理中又は完成した対応食には、蓋やラップ等をし、混入を防ぐようにします。

留意事項4：誤配を防ぐための調理作業中の工夫

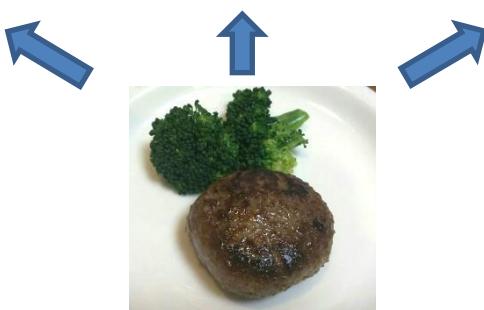
- 原因食物が入っている料理と、除去した料理の違いを、わかりやすくします。
例：卵を除去したハンバーグの調理例



対応食をアルミカップに入れた例



原因食物を除去し、それ以外の材料で炒め物を作った例

別の材料を用意し、代替食を作った例
(ポークソテー)

- 事前に決められた方法（確認箇所、ダブルチェック、声出し指差し等）での確認を徹底します。流れ作業にならないように注意します。

【食物アレルギー対応食の衛生管理】

一般食と同様に、温度管理、保存食の採取、検食を行います。

留意事項5：誤配を防ぐための調理済み食品の管理

- ・ 調理指示書等をもとに誤調理がないか、複数の調理員でダブルチェックをします。
 - ・ 調理担当者以外の調理員が、栄養教諭・学校栄養職員（いない場合は複数の調理員）と一緒に食札や作業工程表を用いた指差し声出し確認などをします。
 - ・ 対応食は調理場で1人分の給食をすべて配食することが望れます。配膳室や教室で配食する場合には、アナフィラキシーの既往がある（リスクが高い）児童生徒を優先します。
 - ・ 対応食の個人容器は、料理毎に専用容器を使用することが望まれ、学年・組・児童生徒名を明記します。また、トレイの色を変えて用意するなど誤配、誤食のないようにします。
- 学校名・学年・組・児童生徒名・献立名と除去等の内容を記載したカード等もつけて誤配を防ぐ工夫をします。



<対応内容を記載したカードの例>

○○ 小学校
年 組 なまえ ○○ ○○○
料 理 名 かきたまじる
除去する 食品 たまご
 →  たいおうしょく 対応食

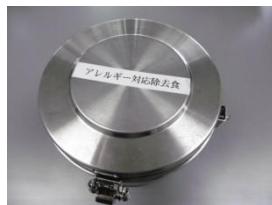
留意事項6：誤配を防ぐための配送・配膳の管理

単独調理校

- 配膳は調理員、栄養教諭・学校栄養職員、学級担任、養護教諭等、複数の人がダブルチェックをします（食札、献立表を用いた指差し・声出し）。

共同調理場

- わかりやすい表示を心がけ、配送先を間違えない工夫をします。
- コンテナに入る際は、事前に作成しておいたチェック表により複数の調理員等でダブルチェックをします。
- 受配校との連携を密にして、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておきます。



専用食缶



配膳室

- 配膳室においても配膳担当者と学級担任とが、食札、献立表を用いた指差し・声出し確認などをします。

留意事項7：調理場での片付け

- 調理器具を共有する場合は、特に洗剤で念入りに手洗いします。対応食専用の調理器具や食器具類を使用することが望ましく、その場合は一般の調理器具や食器具類と区別して保管します。

献立変更時の対応方法の決定

やむを得ず献立を変更する場合は、保護者、児童生徒及び関係者全員が情報を共有できるよう、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、マニュアルや個別の取組プラン等に記載します。

【献立変更の可能性】

自然災害や天候不順等、納品された食品が発注と異なっていた場合など

【検討内容】

連絡方法や保護者や主治医と連絡がとれなかった際の対応等

第4章 緊急時の対応

第4章 緊急時の対応

食物アレルギーを有する児童生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合は、アレルギー症状である可能性を考慮して体調の変化を観察し、迅速な対応のタイミングを逃さないことが大切です。

アナフィラキシーやアナフィラキシーショックは、急速に症状が進行するおそれがあり、極めて危険な状態であるため、迅速かつ適切な判断と対応が必要です。教職員の誰もが適切な対応がとれるよう、緊急時の対応について確認しておく必要があります。

個々の児童生徒に応じた対応ができるよう、保護者や主治医等と連携を図り、対応について確認しておくことが重要です。

1 対応の手順

(1) アレルギー症状への対応の手順 (P 4-5 ~ 4-8)

原因食物を食べてしまっただけではなく、触ってしまった、吸い込んでしまった場合にも症状が現れる可能性があります。

アナフィラキシーを起こす可能性がある児童生徒については、アレルゲンや既往症状、処方薬、連絡先等を記載した『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』(P 7-17 参考資料1)を保護者とも確認しておくことが重要です。

(2) 緊急時対応の役割分担 (P 4-9)

対応の手順や個別の緊急時対応マニュアルについて、職員会議等において必ず全教職員で情報共有し、緊急時に迅速かつ適切な判断と対応がとれるよう、研修や訓練を行うことが重要です。全ての教職員がどの役割でも担うことができるよう、緊急時を想定した研修を実施しておくことが重要となります。(緊急時を想定した研修 P 5-1 参照)

(3) 個人情報の管理及び情報共有

教職員間で情報を共有する際には個人情報の取扱いに注意が必要です。個別の緊急時対応マニュアルをはじめ、多くの個人情報が記載されている文書の取扱いや管理についても、教職員間で共通理解を図ることが重要です。

(4) 関係機関との連携

主治医、学校医、近隣の医療機関、消防署、教育委員会等と連携した対応が重要です。連携を必要とする関係機関との事前の情報共有については、保護者の了解を得て行う必要があります。

連携事項の例

- ・ エピペン®を所持する児童生徒に関する情報共有
- ・ 緊急時対応の際、救急車要請時に学校から伝える内容の確認
- ・ 緊急時対応の際、救急車乗車時に救急隊員へ提供する資料等の確認
- ・ 緊急時対応に関する情報共有、相談や指導助言

連携の留意点

- ・ 事前に消防署へ情報提供を行う場合

情報提供を受けた消防署が、その情報を近隣の消防署と共有してもよいか等について、保護者と情報の取扱いの確認を行っておく。

- ・ 宿泊学習、校外学習等を行う場合

現地の医療機関や消防署について事前に確認を行う。

「緊急性の高いアレルギー症状への対応」「緊急時の対応」「エピペン®の使い方」等の資料(P7-18~7-21 参照)を保健室、職員室、体育館、教室等に掲示する等、緊急時に備えて準備しておくことが大切です。

※ 文部科学省ホームページ【http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm】
からダウンロード可能

2 内服薬・エピペン®

医師から食物アレルギーの症状が出た時に使用する薬品が処方されている場合、薬の種類や管理について、教職員が情報共有しておく必要があります。

(1) 処方薬の例

ア 内服薬

抗ヒスタミン薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皮膚のかゆみ、赤み（紅斑）、じんましんを和らげる。 ・ アナフィラキシーには十分な効果は期待できない。
気管支拡張薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気管支を広げて、咳や喘鳴を和らげる。 ・ のどの腫れ（喉頭浮腫）による咳や呼吸困難には無効である。
ステロイド薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 即効性を期待することはできない。

イ エピペン®

アナフィラキシーのすべての症状を和らげます。具体的には、以下のような作用があります。

- ・ 心臓の動きを強くして血圧を上げる。
- ・ 血管を収縮して血圧を上げる。
- ・ 皮膚の赤み（紅斑）やのどの腫れ（喉頭浮腫）を軽減する。
- ・ 気管支を広げて呼吸困難を軽減する。など

これらの効果はすぐに認められます。その一方で、体の中で代謝されやすく、効果の持続時間は10分程度です。アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの場合には、エピペン®の投与が必要です。エピペン®は医療機関外でアドレナリンを自己注射するための薬剤であり、緊急時の補助治療薬であるため、使用後は必ず救急車で医療機関へ搬送し、受診する必要があります。

アナフィラキシーの既往がありながら、他の基礎疾患の影響でエピペン®の投与ができない児童生徒がいます。その場合は、あらかじめ緊急対応について主治医と相談をしておく必要があります。

(2) 管理について

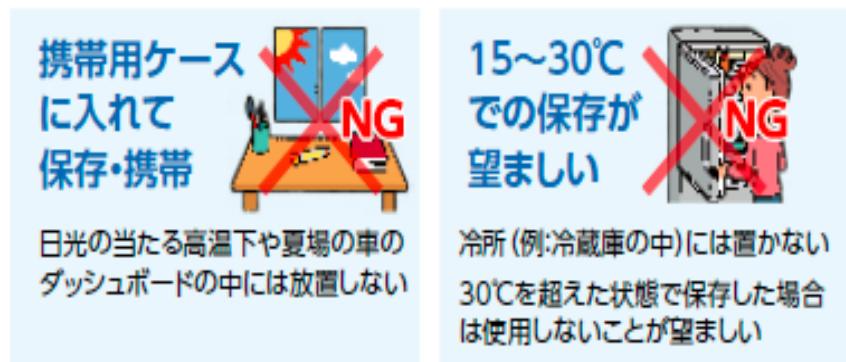
処方薬については、児童生徒本人が携帯・管理することが基本ですが、本人が携帯・管理ができない状況もあります。児童生徒が学校に処方薬の持参が必要な場合、又は学校が代わって処方薬の管理を行う場合には、学校の実情に即して、主治医、学校医、学校薬剤師等の指導のもと、保護者と十分に協議し、その方法を決定してください。方法の決定にあたっては、以下の事柄を関係者が確認しておくことが重要です。

- ・ 学校が対応可能な事柄
- ・ 学校における管理体制
- ・ 保護者が行うべき事柄（有効期限、破損の有無等の確認）等

「学校は保管中に破損等が生じないよう十分に注意するが、破損等を生じた場合の責任は負いかねる」などについて、保護者の理解を求めることが重要です。

エピペン®は含有成分の性質上、以下のような保管が求められています。

- ・ 光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。
- ・ 15°C～30°Cで保存することが望ましく、冷所または日光のあたる高温下等に放置すべきではない。
- ・ 他の児童生徒の手の届かないところに保管する。



学校で医療用医薬品を預かる場合

Q： 学校で医療用医薬品を預かってもよいですか。
法律上はどのようにになっているのか教えてください。

A： 学校で医療用医薬品を預かることについて法律上の規制はありませんが、原則として児童生徒本人の所持となります。
ただし、以下の場合は保護者の申し出により預かることがあります。

- ① 坐薬や水薬のように冷暗所保管などの保管条件がある医療用医薬品
- ② 児童生徒本人による管理が困難な場合

Q： 保護者から「医療用医薬品を預かって欲しい」と依頼された場合にどのように対応すればよいですか。

A： 学校内においては、医療用医薬品の預かりに関する教職員の共通理解が必要です。

- ① 医療用医薬品を預かることは可能でも、一定の条件等を満たさない限り教職員が学校で預かった医療用医薬品を児童生徒に使用することはできないことについて共通理解を図ってください（学校における薬品管理マニュアル 財団法人 日本学校保健会 P26 参照）。
- ② 適切な保管場所を確保するとともに、必要時に保管場所から取り出して、教職員が児童生徒に確実に使用させることができる体制が必要になります。
- ③ 誰が責任をもって預かるかを決めてください。
- ④ 保護者と十分話し合い、共通理解を図ってください。
- ⑤ 保護者に預かり書（依頼書）の提出をお願いします。

出典：「学校における薬品管理マニュアル」（公益財団法人 日本学校保健会）より一部改変

《アレルギー症状への対応の手順》

チームとして対応する。どの役割でもできるようにしておくことが重要。→ **<P4-9 緊急時の役割分担>**



発見者が行うこと

- ①子どもから目を離さない、ひとりにしない。
- ②助けを呼び、人を集めめる。
- ③エピペン®と内服薬を持ってくるように指示する。

※児童生徒をその場から動かさない



アレルギー症状(重症度問わず)

- | | |
|---|--|
| <p>〈全身の症状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い | <p>〈呼吸器の症状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声がかずれる ・犬が吠えるような咳 ・喉や胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー |
| <p>〈顔面・目・口・鼻の症状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり | <p>〈消化器の症状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腹痛、下痢 ・吐き気、嘔吐 |
| <p>・口の中の違和感、唇の腫れ</p> | <p>〈皮膚の症状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる |

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？ 5分以内に判断

【緊急性の高いアレルギー症状】

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ゼーゼーする呼吸

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)腹痛
- 繰り返す嘔吐

1つでもあてはまる場合

ない

緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ①ただちにエピペン®を使用する。→ **P4-7 (エピペン®について)**
- ②救急車を要請する(119番通報) **P7-20, P7-21 (エピペン®の使い方)**
- ③その場で安静にする。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。
 - ◆エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する。(2本以上ある場合)
 - ◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。

→ **<P4-8 心肺蘇生法について>**

<安静を保つ体位>

◎ぐったり、意識もうろうの場合

血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を15~30cm高くする。



◎吐き気、嘔吐がある場合

嘔吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける。



◎呼吸が苦しく仰向けになれない場合

呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる。

内服薬を飲ませる。

保健室または、安静にできる場所へ移動する。

5分ごとに症状を観察し、症状チェックシートに従い判断し、対応する。

→ **<P4-6 症状チェックシート>**

→ 緊急性が高いアレルギー症状の出現には特に注意する。

《症状チェックシート》

症状チェックシート

- ◆迷ったらエピペン®を使用する
- ◆症状は急激に変化する可能性がある
- ◆少なくとも5分ごとに症状を注意深く観察する
- ◆□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

全身の症状 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいため不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い </div>		
呼吸器の症状 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 </div>	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける </div>	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い(がまんできる)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
上記の症状が1つでも当てはまる場合		
1つでも当てはまる場合		
1つでも当てはまる場合		
①ただちにエピペン®を使用 ②救急車を要請（119番） ③その場で安静を保つ ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる ただちに救急車で医療機関へ搬送	①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備 () ②速やかに医療機関を受診 (救急車の要請も考慮) () ③医療機関に到着するまで少なくとも5分ごとに症状の変化を観察。□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用。 速やかに医療機関を受診	①内服薬を飲ませる () ②少なくとも1時間は、5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診 ()
安静にし注意深く経過観察		

出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）

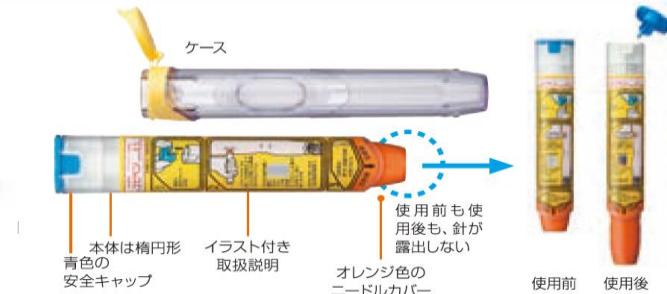
出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都健康安全研究センター）：2013 より一部改変（承認番号 28 健研健第 1514 号）

《エピペン®について》

● エピペン® の外観



提供：ファイザー株式会社



● エピペン® の使い方

いざという時に正しくエピペン®を使用するためには、日頃からの練習が不可欠です。

図のように、足の付け根と膝の両方の関節を押さえることで、しっかり固定できるだけでなく、押さえいる手を目印に正しい部位に投与することができる。

トレーナーではなく本物であることを確認する

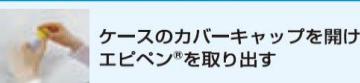
<本物> <トレーナー>



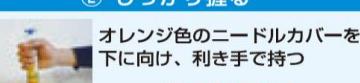
ラベル、ニードルカバーの違いを確認しましょう

◆ それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

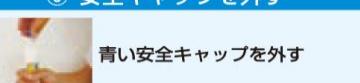
① ケースから取り出す



② しっかり握る

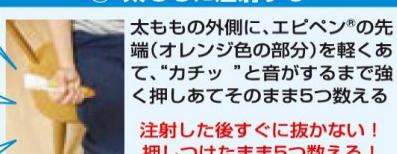


③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

介助者がいる場合

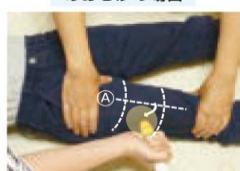


介助者は、子どもの太ももの付け根と膝をしっかり押さえ、動かないように固定する

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももの外側の筋肉に注射する
(真ん中(A)よりも外側で、かつ太ももの付け根と膝の間の部分)

あおむけの場合



座位の場合

投与部位に
なにもないことを確認する

投与部位に重なってしまうボケットの中を確認しましょう

投与する前には、
必ず子どもに声をかける

エピペン®は振り下ろさない

振り下ろしている瞬間に子どもが動いてしまい正しく打てないおそれがあるので、軽く押しあてた状態から、押しつけましょう

投与した薬剤が速やかに吸収され早く効果が現れるようにするために、投与部位をもみます。

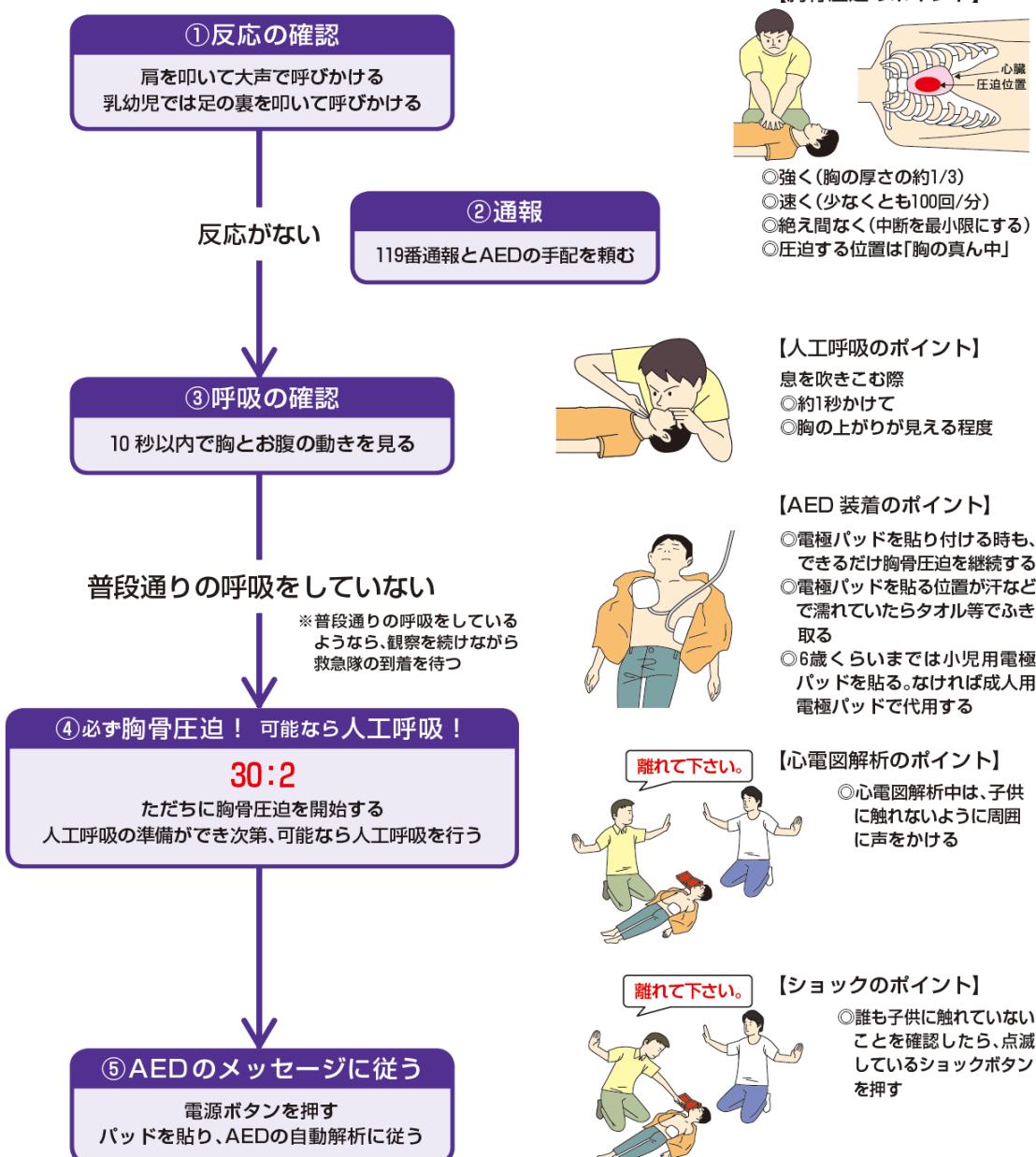
出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）

出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都健康安全研究センター）：2013より一部改変（承認番号 28 健研健第 1514 号）

《心肺蘇生法とAEDの手順》

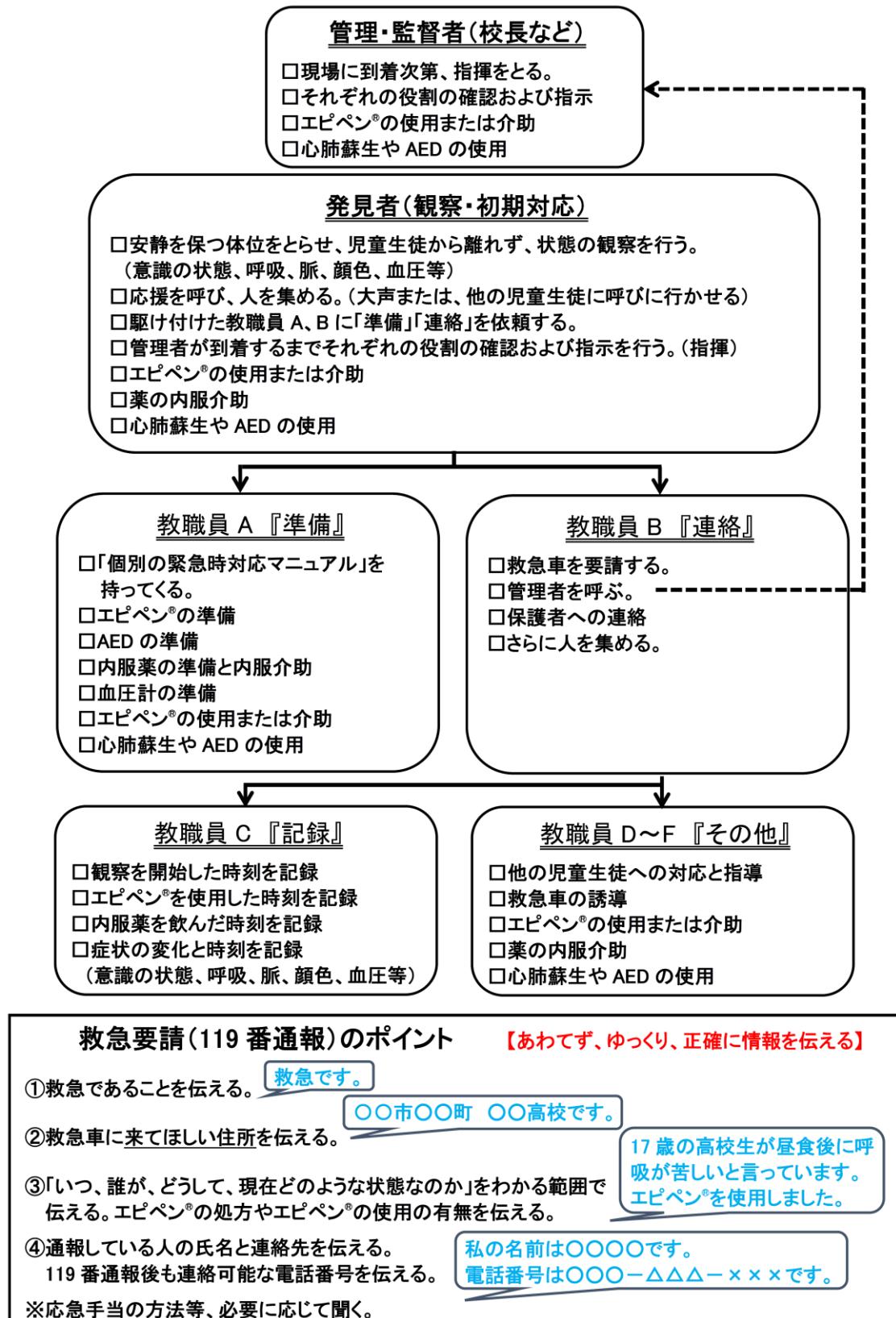
心肺蘇生法とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都健康安全研究センター）：2013より一部改変（承認番号 28 健研健第1514号）

《緊急時対応の役割分担》



出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都健康安全研究センター）：2013 より一部改変（承認番号 28 健研健第 1514 号）

第5章 食物アレルギーの知識の普及、啓発

第5章 食物アレルギーの知識の普及、啓発

1 教職員向けの研修

学校全体で食物アレルギーに対応するには、知識の普及、啓発を通して教職員間の意識を高め、実際場面で対応できる行動力やチームワークを培う必要があります。そのためには、学校の実情に応じて様々なスタイルの研修が必要です。

(1) 研修の場面や方法

- ア 資料の配布、回覧
- イ 校内研修(定例・春期・夏期・冬期など)
- ウ 職員会議(定例・朝・学年・分掌など)

(2) 情報提供のための研修例

- ア 食物アレルギーについての基礎知識について
- イ 在籍している食物アレルギーを有する児童生徒の状況について

(3) 校内体制の確認のための研修例

- ア 学校内での役割分担について
- イ 緊急時の対応（心肺蘇生法含む）について
- ウ 各校のエピペントレーナーを使用しての実習
- エ 救急要請(119番通報)の対応について

(4) 演習及び訓練の例

- ア 卓上訓練(シミュレーション)
- イ 演習（P 5-3～5-5 演習用資料参照）

(5) 文部科学省研修資料【http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm】の紹介

- ア アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料
 - ※ 学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方や、エピペン®の正しい使い方などについての映像資料（小学校での対応事例）。
- イ 学校におけるアレルギー疾患対応資料映像資料
- ウ 学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方
- エ 食物アレルギーに関する基礎知識
- オ 学校生活上の留意点（食物アレルギー・アナフィラキシー）
- カ 緊急時の対応

<校内研修・演習の具体的参考例>

《参考例①》

- ① 適切に対応できなかった事例を挙げ、グループでシミュレーションを行うとともに、改善点も協議する。
- ② 対応について交流し、注意すべきポイント等を解説、確認する。
- ③ 視聴覚教材（緊急時の対応について）を視聴する。
- ④ 校内での役割分担など、校内体制を確認する。

《参考例②》

- ① 食物アレルギーによる配慮・管理が必要な在籍児童生徒の状況を交流する。
- ② 視聴覚教材（エピペン®対応について）を視聴する。
- ③ 救急要請（119番通報）のポイントを確認する。
- ④ 救急要請、心肺蘇生法、エピペン®使用の演習をグループごとに行う。

《参考例①②の重要ポイント》

- ① 食物アレルギー症状への気づきについて
- ② アレルギー症状への対応時の教職員の役割及び具体的な準備物について
- ③ エピペン®の取扱いや管理について
- ④ 緊急性が高いアレルギー症状への気づきや、エピペン®投与のタイミングについて
- ⑤ アナフィラキシー及びアナフィラキシーショックへの対応について

2 児童生徒及び保護者向けの知識の普及、啓発

学校給食をはじめ、学校生活と共に過ごす仲間の食物アレルギーに対する理解や配慮は欠かせません。本人や保護者の了解のもと、学級や部活動の仲間等に理解を求め、支援が得られるように努めてください。学校教育活動の様々な場面を通じて、知識の普及、啓発（食物アレルギーの基礎知識、誤食を防ぐ方法、症状発症時の適切な対応など）が求められています。

また、児童生徒や保護者に対して、自分で判断ができる能力を育成するよう依頼とともに、家庭における栄養摂取の留意点等については、医療機関において指導を受けるよう保護者に依頼することが大切です。

《演習用資料》

【シナリオA】は課題がある対応例、【シナリオB】は適切な対応例です。

【シナリオA】は、対応のどこに課題があるのか、どのような対応をしなければならないのかを考える資料として【シナリオAの課題】と併せて活用してください。

【シナリオB】では、適切な対応を確認してください。

【シナリオA】

(場面)

昼食後、テニス部の部活動中にグラウンドで気分が悪くなった中学1年生の生徒A君。A君はエピペン®の保有者で、自分の鞄の中にエピペン®を持っています。今日は学級担任と栄養教諭は出張で不在です。養護教諭は他の生徒のけがの対応で病院に付き添っています。

(役割)

A君：食物アレルギー、アナフィラキシーに対してエピペン®対応をするように管理指導表を提出している生徒

B先生：テニス部顧問（A君が配慮を要する生徒という認識がない）

C先生：隣の部活動の教師（A君が配慮を要する生徒だとなんとなく認識している）

D君：体育委員生徒

(シナリオ)

A君 「先生、ちょっと気持ち悪いです。」

B先生 「少し休んでいたら？」

A君 「お腹が痛くなってきました。ゴホゴホ（咳をする）」

B先生 「トイレに行ってくるか？」

A君 （咳込み、お腹も痛そう）「しんどくなってきました…」

C先生 「どうかしましたか？」

B先生 「A君、お腹が痛いそうなんです。トイレに行くように促しているんですか。」

C先生 「ええ？ A君、何か病気ありませんでしたっけ？アレルギーのなんとかって言う…注射を打たなあかんやつが…」

B先生 「えっ？ そうでしたっけ？ 注射って誰が打つんですか？ お医者さんじゃないのにそんなことして良いんですか？ 今日に限ってみんな出張やし、さっきの2年生のけがで、保健室も空です！」

C先生 「たしか…鞄の中に注射が入れてあると職員会議で言ってたなあ。A君、鞄どこにある？」

A君 「…更衣室…（しんどそうにつぶやく）」

C先生 「更衣室のどこ？ 名前は書いてある？」

A君 「…（しんどそうに咳き込みお腹を抱える）」

C先生 「D君、A君の鞄を更衣室から探して持ってきてくれないか？」

D君 「A君の鞄、知らないけど…とりあえず探してきます。」

B先生 「どうしましょう。お腹が苦しそうだし、顔色も悪くなってきたし…。とにかく座らせましょう。」

D君 「A君の鞄、やっと見つかりました。」（鞄を持ってグラウンドへ）

C先生 「D君ありがとう。鞄の中にたしか注射が入っているはずなんだけど…おかしいな。」

B先生 「注射ってどこに打つんですか？ 研修会で習ったような気はするんですが…」

【シナリオAの課題】

B先生の対応について

1 A君が体調不良を訴えた場合「少し休んでいたら？」

- ◆ A君が食物アレルギー、アナフィラキシーがあり、エピペン®を処方されていることを全教職員は常に念頭に置いて対応する必要があります。
- ◆ 食後に体調不良を訴えていることから、アレルギー、アナフィラキシー症状である可能性を念頭において「緊急性が高いアレルギー症状がないか」を5分以内に判断する必要があります。

※P 4-5、P 7-18「緊急性が高いアレルギー症状への対応」参照

* 食物アレルギー症状の既往がない児童生徒でも、食後の運動時にアナフィラキシー症状を初めて訴え、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症することがある。

2 腹痛を訴えているA君に対して「トイレに行ってくるか？」

- ◆ A君を立たせたり、歩かせたりせず、その場で安静にさせ、目を離さないことが基本です。目の届かないところで独りにすると気がつかないうちに悪化して、取り返しがつかないことになりかねません。

* 「お腹が痛くなってきました。ゴホゴホ（咳をする）」

ウイルス感染症で消化器の症状、呼吸器の症状、熱などが経過の中で重なって起こることははあるが、急に同時に起こるということは少ない。

3 顔色が悪くなっているA君に対して「とにかく座らせましょう」

- ◆ 顔色が悪くなっている場合、血圧が低下している可能性が考えられます。仰向けで足を15~30cm高くして安静にする必要があります。

※P 4-5、P 7-18「安静を保つ体位」参照

緊急時の対応について

1 「注射って誰が打つんですか？お医者さんじゃないのにそんなことして良いんですか？」

- ◆ 学校において緊急の場に居合わせた関係者が、エピペン®を使用できない状況にある本人の代わりに注射をすることは医師法違反にはなりません。

2 「鞄の中に注射を入れてあると職員会議で言ってたなあ。」

- ◆ 緊急時にすぐにエピペン®が使用できるように保管場所を決めておくことが大切です。移動教室や体育、部活動等、携帯できない場合の方法を検討し、全教職員が理解しておく必要があります。

本人の持ち物の中に入れておく場合は、全教職員がわかるように職員会議等で写真を提示する等の工夫や決められた場所に保管をしておく、机の位置やロッカーの場所を固定しておく等の工夫が必要です。

3 「注射ってどこに打つんですか？研修会で習ったような気はするんですが…」

- ◆ 全教職員が緊急時の対応ができるよう、エピペントレーナーを用いてエピペン®の実習や心肺蘇生法の実習を含めた教職員研修を実施することが大切です。緊急時の役割分担についても確認し、どの役割でもできるようにしておくことが重要です。

※P 4-7、P 7-20、P 7-21「エピペン®の使い方」、P 4-8「心肺蘇生法とAEDの手順」、P 4-9「緊急時対応の役割分担」参照

【シナリオB】**(場面)**

昼食後、テニス部の部活動中にグラウンドで気分が悪くなった中学1年生の生徒A君。A君はエピペン®の保有者で、自分の鞄の中にエピペン®を持っています。今日は学級担任と栄養教諭は出張で不在です。養護教諭は他の生徒のけがの対応で病院に付き添っています。

(役割)

A君：食物アレルギー、アナフィラキシーに対してエピペン®対応をするように管理指導表を提出している生徒

B先生：テニス部顧問（A君が配慮を要する生徒と認識している）

C先生：隣の部活動の教師（A君が配慮を要する生徒と認識している）

D君：体育委員生徒（A君が配慮を要する生徒と認識している）

E先生、F先生、G先生：職員室にいる教師

(シナリオ)

A君 「先生、ちょっと気持ち悪いです。」

B先生 「気分が悪いのか。A君、たしか食物アレルギーがあったなあ。」

A君 「お腹が痛くなってきました。ゴホゴホ（咳をする）」

B先生（食物アレルギーの可能性があると判断）

(「緊急性が高いアレルギー症状」の観察 P 4-5、P 7-19)

「息苦しさはないか？お腹の痛みは我慢できないくらい痛むか？横になれるか？」

「D君、A君がアレルギー症状があるので、隣で部活動をしているC先生に連絡をしてください。職員室の先生にも連絡してください。」

(発見者はその場から離れず、人を呼ぶ P 4-9)

A君（咳込み、お腹も痛そう）「しんどくなってきました…」

C先生「A君、アレルギー症状が出たのですか？」

B先生「緊急性が高いアレルギー症状があります。更衣室の35番ロッカーにあるA君の鞄の中から青色の袋（エピペン®と内服薬を入れている袋）を持ってきてください。D君が職員室にも知らせています。」

※ C先生はエピペン®を持って来る。F先生、G先生は職員室から「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（P 7-17 参照）」と「AED」を持って来る（準備）。

E先生は、救急車要請、保護者、管理職、学年主任に連絡（連絡）。

(緊急時対応の役割分担 P 4-9)**《グラウンド》**

C先生

「エピペン®を持ってきました。E先生が救急車を要請し、管理職に知らせててくれています。保護者、学年主任にも連絡をとってもらっています。」

「B先生、A君の右太ももを押さえてください。」

(C先生エピペン®投与者、B先生介助者 P 4-7、P 7-20、P 7-21)

「〇時〇分、右太ももにエピペン®を注射しました。」
(G先生記録)

(F先生は周囲の生徒への対応と指導、救急車を誘導、G先生は記録を担当 P 4-9)

《職員室》

E先生

「救急車をお願いします。〇〇町〇〇番地の〇〇中学校のグラウンドです。」

「食物アレルギーがあり、エピペン®の保有者の1年生の男子生徒が昼食後の部活動中に吐き気、咳き込みがありぐったりしています。アナフィラキシーのようです。私は、教師Eと申します。」

第6章 災害時を想定した準備

第6章 災害時を想定した準備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、アレルギーを有する子どもたちも被災しました。

アレルギーは生活や環境に密着する疾患であるだけに、災害という特殊な環境下では、一般的な生活・健康問題に加えて、他の慢性疾患とも異なる独特的の問題が発生します。

食物アレルギーについては、食事の提供が重要な問題になります。食物アレルギー対応食品の入手が困難であるというだけでなく、食品表示も確認できない状況があります。さらには発達年齢等により、自分で食物アレルギーがあることを訴えられない場合には、食物アレルギーがあること自体を、周囲に知らせることができない状況も発生するかもしれません。避難先で食物アレルギーがあること、どのような注意が必要であるかなど、周囲にも分かるような準備を普段からしておく必要があります。

1 食物アレルギーを有する児童生徒の確認及び対応

食物アレルギーを有する児童生徒の一覧や個別の取組プラン（P 7-15 参照）等を災害時に持ち出せるように準備します。

2 緊急薬やエピペン®の管理

学校で児童生徒の緊急薬やエピペン®等を預かっている場合、緊急時にすぐに持ち出すことができるよう、保管場所を決め、教職員の間で共通理解しておくことが重要です。複数の児童生徒の預かりがある場合には、氏名や使用方法が分かるように保管する必要があります。

主治医、学校医、学校薬剤師の指導のもと、管理について保護者と十分に協議しておく必要があります。

3 災害時緊急カードや緊急時（災害時）のおねがいカード

避難先で、支援者にどのようなアレルギーの子どもがいるのかわかるように、保護者に対して、次ページの災害時緊急カードや緊急時（災害時）のおねがいカード等をあらかじめ作成しておくよう薦めておきましょう。

<災害時緊急カード例①>

氏名 たべられません
鶏卵（加工食品含む）
牛乳（そのもののみ）
① 緊急時はエピペン®を打ち、救急車で病院に搬送 ② 緊急連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ③ 主治医：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ④ 〇〇小学校 電話： 代表携帯：

出典：「学校、幼稚園、保育所における食物アレルギー対応の手引き」（京都府山城北保健所）2015より一部改変

<災害時緊急カード例②>

「認定NPO法人アレルギー支援ネットワーク製作 緊急時（災害時）のおねがいカード」

[\[http://www.alle-net.com/bousai/bousai03/bousai03-06/\]](http://www.alle-net.com/bousai/bousai03/bousai03-06/)

20 年 月 日現在 緊急時(災害時)のおねがい 私はアレルギーを持っています。 私が倒れている場合には、救急車を呼んで、病院へ大至急運んでください。 <u>すぐに読んでください。</u> ふりがな 氏名： 血液型： (Rh + -)	生年月日： 年 月 日 年齢： 歳 性別： 男・女 住所： 電話番号： 保護者氏名： 保護者氏名：	私は 食物アレルギー 喘息 アトピー性皮膚炎 その他 _____ です。 症状は 喘息 じんましん 嘔吐 下痢 呼吸困難 _____ が出ます。 私は、_____ で、 アナフィラキシーショック を 起こしたことがあります。	私は 卵・乳・小麦・そば・落花生 えび・かに・キウイフルーツ・りんご オレンジ・もも・いか・いくら あわび・さけ・さば・牛肉・鶏肉 豚肉・くるみ・大豆・まつたけ やまいも・ゼラチン・バナナ _____ にアレルギーを起こします。																											
緊急連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名前</th> <th>続柄等</th> <th>連絡先(TEL等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名前	続柄等	連絡先(TEL等)																									かかりつけ医院 病院名： 住所： 電話番号： 服用薬： _____	家族の集合場所避難先 避難先 1 名称： 電話番号： 避難先 2 名称： 電話番号： 集合場所 名称： 電話番号：	メモ _____
名前	続柄等	連絡先(TEL等)																												

第6章

安否確認システムの登録は下記HPから（無料）
 URL:<http://www.alle-net.com/> から
 もしくは<http://alle-res.com/Contents/Menu.php>へ

第7章 参考事例及び資料

第7章 参考事例及び資料

1 ヒヤリハット事例

事故につながりかねなかつた「ヒヤリ」「ハッ」とした状況や出来事について、問題の把握と分析を行い、事例を共有する等、事故の未然防止につなげることが大切です。

学校で起こつたヒヤリハット事例を紹介します。

(事例1) : 「情報共有不足による誤配の危険性」

校種	小学校
活動時間	給食時間
原因	原因食物の誤配
経過	<p>学級担任が不在のため、代行教員が指導を行つた。対象児童は、前日は欠席していたが、当日は出席していた。</p> <p>「出欠黒板」が、昨日のまま書き替えられていなかつたため、昨日から引き続き対象児童が「欠席」していると思ひ、栄養教諭は給食室に「対象児童欠席」と報告した。</p> <p>給食室では、「代替食」は作らず、一人分少ないまま教室に提供された。</p> <p>給食時間は別の代行教員が指導を行つたが、「代替食」が一人分少なかつたにもかかわらず、「代替食」の不足とは気付かず、対象児童に「アレルゲンが含まれたおかず」を誤って配膳した。対象児童は食べる直前に気づいたので事なきを得た。</p>
解説	代行教員が対象児童の食物アレルギー対応について把握していなかつたことや、児童の出欠確認が通常どおりに行われていなかつたこと、教職員間の連絡と確認が行われなかつたために生じた事例。
対応	<p>日頃から学級担任や一部の教職員だけに対応を頼らず、全教職員が食物アレルギーを有する児童について周知し、的確な指導を行うことが重要です。</p> <p>また、アレルギー対応に関わる情報の確認は、日頃から教職員が連携して確実に行うとともに、二重三重の確認を行うシステム作りが必要です。</p>

(事例2) : 「原因食物への接触によるアレルギー症状」

校種	小学校
活動時間	給食返却時間
原因	牛乳
症状	目のまわりの赤い腫れとかゆみ
経過	給食当番のため、飲み終わった牛乳パックを入れたかごを持って、所定の返却場所まで運んでいる途中、牛乳が手にかかった。 返却が終わり、そのまま昼休みを過ごしていたが、目にかゆみを感じるとともに、目のまわりが赤く腫れてきた。
解説	原因食物に触れたことにより、アレルギー症状を起こした事例。 食物アレルギーが重症な場合、原因食物を食べていなくても、触れるだけで症状が出る場合がある。粘膜などは特に刺激に弱く、症状が現れやすい箇所である。 子どもは遊んだりしているうちに、無意識に目や口のあたりを手でこすることがあり、昼休みを過ごしている間に手にかかった牛乳が目のまわりについたと考えられる。
対応	面談時に保護者から、アレルギー症状の程度について詳しく聞いておく必要があります。食べるだけでなく吸入や接触でも症状が起り得ると考えられる対象児童が、給食当番をするときは、原因食物に触れないように気を付ける必要があります。 また、触れたときには、すぐに原因食物が付着した箇所を水で洗い流すことが重要です。

[このような事例にも注意が必要です]

※ 牛乳パックを使った製氷は、できた氷に牛乳の成分が含まれるため、部活動やスポーツ少年団の活動等で使用する際には、取扱いに注意が必要です。

(事例3) : 「調理実習における調理器具を介し、原因食物を摂取したことによるアレルギー症状」

校種	小学校
活動時間	家庭科の授業中
原因	卵
症状	じんましん、かゆみ
経過	<p>家庭科の授業で、卵を使った料理の調理実習を行った。</p> <p>対象児童が卵アレルギーであるため、対象児童には卵不使用のウインナーを代わりに用意したが、先に卵を調理した洗浄が不十分なフライパンでウインナーを炒めた。</p> <p>試食の後、身体にじんましんとかゆみがでた。</p>
解説	<p>調理実習で使ったフライパンの洗浄が不十分だったため、原因食物が残っていて起こった事例。</p> <p>調理実習では、原因食物の取扱いだけでなく、児童生徒が使用する調理器具や食器の洗浄を丁寧に行うことを指導する必要がある。洗浄時間などが十分取れない時などは、専用の調理器具等を準備することも考慮する。</p>
対応	対象児童が微量の原因食物でも症状が出る可能性がある場合は、必要に応じて調理台を分け、調理器具や食器は専用のものを使う、洗う作業はしないなど、原因食物との接触を避けるようにします。

(事例4) : 「小麦粉の吸入によるアレルギー症状」

校 種	小学校
活動時間	生活科の授業中
原 因	小麦粉
症 状	目の腫れとかゆみ、喘息発作
経 過	生活科の時間に、小麦粉を使ったおやつ作りをした。対象児童は小麦アレルギーだったため、小麦粉を使う段階から小麦を使用しない別の調理をしていた。授業の途中で、目の周りが赤く腫れてきてかゆみを感じ、喘息の症状が出た。
解 説	日頃から、給食の除去食対応等丁寧な対応をしていた。しかし、本調理実習では、空気中に飛散した微量の小麦粉を吸い込んだため、アレルギー症状が起こった。 アレルギーは食べるだけでなく、触れたり、吸い込むことによっても発症することがある。原因食物が粉など細かく飛散しやすい形状の場合は特に、接触や吸入の危険性にも気をつける必要がある。
対 応	少量の原因食物でも症状が現れる場合、食物アレルギーを有する児童生徒も参加できるよう、原因食物を含まない内容で計画してみましょう。 (例) 小麦粉を使わず米粉やマッシュポテトを使ったおやつ作り

(事例5) : 「バイキング形式の食事による誤食」

校種	小学校
活動時間	修学旅行
原因	ごま油
症状	のどの痛み
経過	<p>修学旅行の宿泊先で、バイキング形式の夕食をとった。担任が事前に、宿泊先から当日の献立表を預かっており、保護者と連絡をとって食べてもよい献立を決めていた。</p> <p>サラダのドレッシングにはごま油が使われていたが、見た目には分からなかつたため、児童が間違えてサラダをとり、食べてしまった。</p> <p>食事の途中からイガイガしたのどの痛みを感じた。</p>
解説	<p>料理に原因食物が入っていることに気付かず、食べてしまった事例。</p> <p>バイキング形式での食事では、「自分で料理の内容をたずねる」「料理に何が入っているか確かめる」など児童自ら、並んだ多くの料理から自分で食べるものを選択するための事前指導が大切である。</p>
対応	<p>宿泊先で食事が提供される場合には、食事の内容にも注意が必要です。見た目には分からぬ形で、原因食物が入っていることもあるため、宿泊先から、献立だけでなく、献立に使われる食品についても事前に情報を得ることが必要です。その際、必ず保護者と連携をとるとともに、対象児童本人にも指導をし、本人がよく把握しておくことも重要です。</p> <p>また、バイキング形式のときには、料理名とともにアレルギー特定原材料（卵、牛乳、小麦、えび、かに、そば、ピーナッツ）についても、児童が見てわかるようにします。表示されていない時には、児童がその場でたずねるように事前指導をしておきましょう。</p>

(事例6) : 「試食の原材料の確認不足による誤食」

校種	中学校
活動時間	修学旅行
原因	そば
症状	口の周りの腫れ
経過	修学旅行中の自由時間に、おみやげを買うため、友人とお店をまわっていた。店内にせんべいの試食が置いてあり、対象生徒も友人といっしょに食べた。そのすぐ後に、口の周りが赤く腫れたので、買い物をやめて、学級担任のところへ行った。
解説	試食したせんべいの中に、原因食物のそばが含まれていることに気付かず食べてしまい、アレルギー症状を起こした事例。 そばアレルギーは食べてからすぐに症状が現れる「即時型」であるとともに、アナフィラキシーを起こしやすい。また、微量でも症状が現れやすいため、加工食品に添加されている成分にも注意が必要である。
対応	加工食品の中には、原因食物が、主な原材料としてではなく、少量含まれているものもあります。そのため、見た目や香り、味だけでは、商品に原因食物が入っていることがわからない場合があります。商品名に原因食物名が記されていなくても、必ず原材料の表示や、アレルギー表示を確認することが重要です。 また、ごく微量でも症状が現れる場合には、同じ工場の製造ラインで、原因食物を使った加工食品を作っていないかも、確認する必要があります。

[このような事例にも注意が必要です]

※ そばをゆがいでいる換気扇の下を通っただけでも症状が出る場合もあります。

(事例7) : 「いつも摂取している食物摂取後の運動によりアナフィラキシーを発症した症例」

校種	中学校
活動時間	部活動
原因	お弁当のエビを摂取後の運動
症状	アナフィラキシー
経過	<p>期末試験の最終日で昼食にお弁当（えびフライ入り）を摂取後、すぐに部活動のサッカーをしていましたが、突然皮膚が痒くなり、発赤とじんましんに気づいた。じんましんは全身に広がっていき、咳が出現し、救急車を要請した。搬送先でアナフィラキシーと診断され、治療を受けた。</p> <p>その後、専門病院でエビによる食物依存性運動誘発アナフィラキシーと診断され、運動前にはエビの摂取を避けること、エビを摂取した後は4時間以上運動を避けることを指導され、エピペン®の処方を受けた。</p>
解説	<p>原因食物を摂取した後、激しい運動を行ったため起ったアナフィラキシーで食物アレルギーによる即時型反応の特殊型である。</p> <p>初回発症年齢は10~20歳代で、中学生0.018%（約6,000人に1人）、高校生0.0086%、小学生0.0046%と発症頻度が低くまれな疾患であるが、初回の発症の予測は不能であることから、学校関係者はこのような疾患があることを知っておく必要がある。</p>
対応	<p>初回の発症は予測不能ですが、診断が確定できれば2回目以降の発症は予防可能です。万一発症した場合には救急車到着までにエピペン®を注射して医療機関に搬送しましょう。</p> <p>原因食物の同定は難しく、診断は専門病院で食物負荷と運動負荷（心拍数180回／分を目標に15分間実施）の試験を行い、症状の出現を確認します。</p> <p>学校は、「原因食物の摂取後4時間は運動を避ける」「運動を避けることができないことがわかっている場合にはその食物の摂取を避ける」などの医師の指導に沿った学校生活が送れるようにしましょう。</p>

2 ハートウォーミング事例

食物アレルギーを有する児童生徒を取り巻く人々が食物アレルギーについて正しく理解し、一緒に考えたり、支援することで、対象児童生徒は安全で安心な学校生活をおくることができます。

学校のハートウォーミングな事例を紹介します。

(事例1) : 「野外活動での調理実習・カレーライス」

野外活動でカレーライスを作ることになった。

学級担任は、食物アレルギーの生徒が在籍していることを把握していたため、使用予定であるカレールウの食品表示を確認した。カレールウには「乳成分」が使用されおり、生徒の中に「乳製品」に食物アレルギーを有する生徒がいたため、保護者と相談し、事前にアレルゲンフリーのカレールウを準備することができた。

学級担任が児童生徒の食物アレルギーについて把握し、使用予定の加工食品について事前に食品表示を確認したことで対応ができた事例です。安全に食事をするために加工食品等の食品表示を事前に確認しましょう。

(事例2) : 「食物アレルギーを有する児童生徒の入学に係る教職員研修」

入学にあたり、学校生活での配慮について保護者から学校に相談があった。学校は食物アレルギー対応の準備を進める中で、教職員への周知のため研修が必要と考え、アレルギー専門医から食物アレルギーを有する児童生徒への配慮点や緊急時の対応について研修を行った。

関係者の連携や、緊急時の体制とともに、教職員全員が食物アレルギーについて正しい知識を持つことが重要です。

また、対象児童生徒を取り巻く児童生徒へも、食物アレルギーへの理解や配慮について学ぶ機会を設けるなど配慮しましょう。

(事例3) : 「海外への研修旅行での食事」

アレルゲンとなる原因食物を除去することでアレルギー症状を発症していなかったため、病院を受診していなかったが、海外に研修旅行に行くにあたり、病院を受診した。学校では受診の報告を受け、旅行中の食事や緊急時の対応等について旅行業者も参加して校内で検討を行った。また、本人は、自らの症状について英語で伝えられるように事前に学習し、研修旅行に臨んだ。

旅行では、食事の献立や救急病院等の情報を収集し、保護者、学校、旅行会社、宿泊施設等の連携が重要となります。

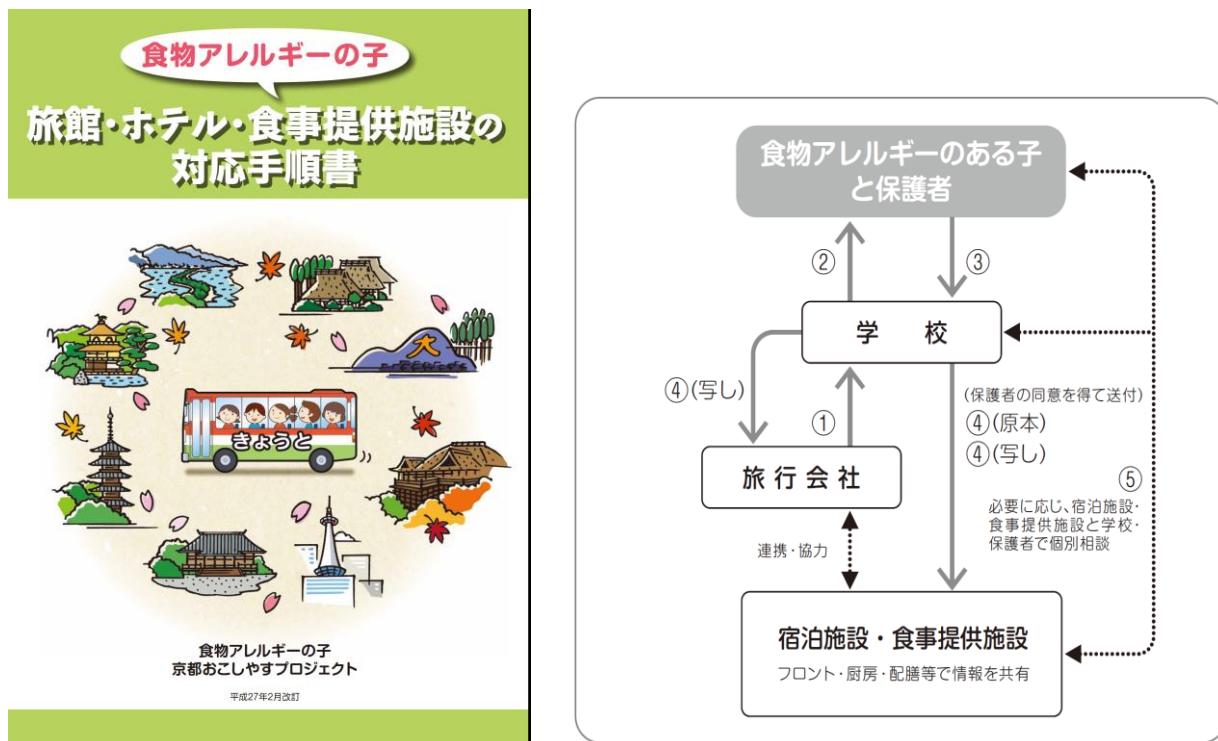
また、児童生徒が自らの症状を理解し、それを人に伝えるコミュニケーション力を身に付けることも大切です。

3 京都府内での修学旅行等の校外活動に対する取組「おこしやすプロジェクト」

食物アレルギーを有する児童生徒に、安心して修学旅行等の校外活動を楽しんでもらうため、京都府では、受入施設における食物アレルギー対応のための体制づくりに取り組んでいます。

食物アレルギー専門医、宿泊施設、レストラン・食堂、旅行会社、NPO患者団体、行政等が構成メンバーとなり、それぞれが連携して情報を共有することにより、安全で楽しい旅行の実施を目指します。

事前に、保護者が食物アレルギーの情報を「食物アレルギー事前調査票」に記入し、それに基づいて宿泊施設、食事提供施設で安全に食事を提供できるよう、食物アレルギー対応の手順を「旅館・ホテル・食事提供施設の対応手順書」にまとめました。



<京都おこしやすプロジェクト・食物アレルギー事前調査票>

食物アレルギー事前調査票(保護者記入) <京都府版>

(フリガナ) 児童・生徒氏名	性別 男性 · 女性
保護者氏名	
学校名(団体名)	学年・組 年 組
連絡先(電話番号)	—
旅行期間	平成 年 月 日 ~ 月 日

①現在、医師に「食物アレルギー」と診断され、通院していますか。

- 定期的に通院している
- 1年以上、通院していない

②医師により除去が必要と診断されている食材について、除去該当欄の除去の要否に「○」をつけてください。※食材の加熱・非加熱等調理方法に関わらずアレルギーを起こす食材についてお答えください。

アレルギー物質		除去該当欄	
1 卵		• 除去が必要	• 除去は不要
2 牛乳		• 除去が必要	• 除去は不要
3 小麦	しょうゆ	• 除去が必要	• 除去は不要
4 そば		• 除去が必要	• 除去は不要
5 落花生		• 除去が必要	• 除去は不要
6 えび		• 除去が必要	• 除去は不要
7 かに		• 除去が必要	• 除去は不要

上記以外に、医師により除去が必要と診断されている食品がある場合は、具体的な品目を下記にご記入ください。食材として用いないで調理を行いますが、加工食品については、表示義務がない食材であることから確認ができないことがありますので、詳細は個別にご相談させていただきます。

--

③食物アレルギーの症状が出た場合の治療薬をお持ちですか。

- はい(飲み薬・注射)
- いいえ

「はい」とお答えになった場合、薬剤使用のタイミング、病院受診のタイミングについて主治医の指示を受けておいてください。

本調査票は、食物アレルギーのあるお子様の校外活動において、宿泊施設、食事提供施設における食の安全を確保するための資料とすることを目的とし、宿泊施設、食事提供施設、学校及び旅行会社において共有するものです。その他の目的に使用することは一切ありません。

また本調査票は、個人情報の取扱に留意の上、各機関・施設において責任をもちまして保管・処分いたします。

以上の個人情報の取扱に同意の上、御署名いただき事前調査票を提出願います。

平成 年 月 日 保護者署名

参考例

	様式名	ページ
参考例1	食物アレルギーに関する面談記録	7-13
参考例2	食物アレルギー「個別の取組プラン」(案・決定)	7-15
参考例3	食物アレルギー対応の実施決定について(通知)	7-16

※ 使用例についてはP 2-5～2-7を参照

参考資料

	資料名	ページ
参考資料1	食物アレルギー緊急時対応マニュアル	7-17
参考資料2	緊急性が高いアレルギー症状への対応	7-18
参考資料3	緊急時の対応	7-19
参考資料4	エピペン®の使い方	7-20

※ 参考資料2～4については、アレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料からダウンロード可能(P 4-2、P 5-1参照)

食物アレルギーに関する面談記録

記入年月日： 年 月 日 記入者：

児童生徒名： 保護者名：
(年 組 番)

学校生活管理指導表の提出	有 · 無 · 提出予定 (年 月 日頃)											
原因食物の除去について	【質問1】 原因食物は何か？(該当に○をする) 卵 · 牛乳・乳製品 · 小麦 · そば · ピーナッツ · えび · かに その他 ()											
	【質問2】 食物アレルギーの病型について(□にチェックする) <input type="checkbox"/> 即時型 <input type="checkbox"/> 口腔アレルギー症候群 <input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナフィラキシー											
	【質問3】 現在除去中の食物はありますか？(該当に○をする) 卵 · 牛乳・乳製品 · 小麦 · そば · ピーナッツ · えび · かに その他 () ● 家庭での除去の様子など											
	【質問4】 過去に除去していたが、現在は食べられるようになった食物はありますか？ いいえ · はい 食品名()											
	【質問5】 除去に至る根拠について(□にチェックする) <input type="checkbox"/> 明らかな症状の既往 <input type="checkbox"/> 食物経口負荷試験陽性 原因食物() 最終検査日(年 月 日) <input type="checkbox"/> IgE抗体など検査結果が陽性 原因食物() 最終検査日(年 月 日)											
	食物アレルギーの症状について	【質問6】 食物摂取により経験した症状(発症時期等も確認する) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">食品名</th> <th style="width: 80%;">症 状 (具体的な症状)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	食品名	症 状 (具体的な症状)								
		食品名	症 状 (具体的な症状)									
【質問7】 運動でアレルギー症状を起こしたことはありますか？ いいえ · はい → 食事との関係あり · 食事との関係なし はい → (これまでに 回、 最後の発症年月 年 月) (原因)												
【質問8】 アナフィラキシー症状の経験はありますか？ いいえ はい → (これまでに 回、 最後の発症年月 年 月) (原因)												

出典：「京丹波町食物アレルギー対応マニュアル」(京丹波町教育委員会)2012より一部改変

児童生徒名:

食物アレルギーの治療について	【質問9】 現在、食物アレルギーの治療のために使用している薬はありますか？ いいえ ・ はい（内服薬・吸入薬・外用薬・注射薬・その他） 薬剤名（ ）
	【質問10】 食物アレルギーの治療のために、学校に携帯を希望する薬はありますか？ いいえ ・ はい（内服薬・吸入薬・外用薬・注射薬・その他） 薬剤名（ ）
	【質問11】 携帯を希望する薬は、児童生徒自身で管理及び使用できますか？ ・いいえ → 具体的な管理及び使用方法は学校と要相談 ・はい → 具体的な管理及び使用方法は学校と要確認
学校給食について	【質問12】 学校給食に何か配慮や希望はありますか？ ・いいえ ・はい → 具体的な配慮方法・対応については学校と要相談
学校生活上の留意点	【質問13】 主治医より学校生活において受けている注意がありますか？ (運動・調理実習・宿泊等について) ・いいえ ・はい [指導内容]
その他の疾患についてのアレルギー	【質問14】 食物アレルギーのほかに現在治療中のアレルギー疾患はありますか？ 気管支喘息・アレルギー性鼻炎・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎 その他（ ）
	【質問15】 上記【質問14】のアレルギー症状を引き起こす原因は何ですか？ ダニ・ハウスダスト・花粉・カビ・蜂毒・ラテックス(天然ゴム)・動物の毛等 その他（ ）
その他（要望・合意事項等）	

参考例 2

食物アレルギー「個別の取組プラン」(案・決定)

クラス 年 組 番	氏 名	性 別	生年月日 平成 年 月 日
		男・女	

校内での取組検討	年 月 日 ()	校長	(①)
保護者への説明	年 月 日 ()	共同調理場長	(②)
対応の決定	年 月 日 ()	保護者	(③)

原因食物 (該当に○する)	
卵	・ 牛乳・乳製品
小麦	・ そば
ピーナッツ	・ えび
かに)
その他 ()

食物アレルギー病型 (該当項目の□にチェックする)		
<input type="checkbox"/> 即時型	<input type="checkbox"/> 口腔アレルギー症候群	<input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

アナフィラキシー病型 (該当項目の□にチェックする)			
	<input type="checkbox"/> 食物によるアナフ ィラキシー	<input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナ フィラキシー	<input type="checkbox"/> その他
原因食物			

<学校における配慮と対応>

活動内容	具体的な配慮と対応
食物、食材を扱う授業、活動	
体育・部活動等運動を伴う活動	
校外学習	
持参薬	
エピペン®の保管	
緊急時の対応	

<学校給食における配慮と管理>

教室での対応	
緊急時連絡先	(電話番号一名前一続柄等) ① ②
提供する給食の内容等	(例) 代替食対応、除去食対応、弁当対応等の内容を具体的に取り決め記入する。

参考例 3

年　月　日

保　護　者　様
(児童・生徒名　　さん)

立　　学校
校　長

食物アレルギー対応の実施決定について（通知）

年　月　日付で申請のあった食物アレルギー対応の実施について、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

<学校における配慮>

活動内容	具体的な配慮と対応
食物、食材を扱う授業、活動	
体育・部活動等運動を伴う活動	
校外学習	
持参薬	
エピペン®の保管	
緊急時の対応	

<学校給食>

教室での対応	
家庭との連絡方法等	
提供する給食の内容等	

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

写真



なまえ：_____
アレルゲン：_____

気管支ぜん息：あり / なし

エビベン[®]：あり（保管場所） / なし
クスリ：あり（保管場所） / なし

抗ヒスタミン薬：

気管支拡張薬：

ステロイド薬：

救急車要請：119番

保護者：名前	電話
連絡先：名前	電話
連絡先：名前	電話
主治医：名前	電話
施設名	

MEMO

アレルギー症状への対応の手順



出典：「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」（独立行政法人環境再生保全機構）
出典：(上図)「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(東京都健康安全研究センター)：2013 より一部改変 (承認番号 28 健研健第 1514 号)

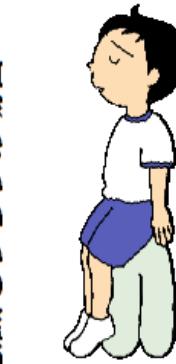
緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエビペン[®]を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇生(そ)生を行う 
- ・ その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！

＜安静を保つ体位＞

吐き気、おう吐がある場合
ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性
があるので、あお向けて足
を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防
ぐため、体と顔を横に向
ける

呼吸が苦しく
あお向けにれない場合



呼吸を楽にするため、
上半身を起こし後によ
りからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

緊急時の対応

- 発見者 = 観察者
 • 子供から離れず
 • 観察
 • 助けを呼ぶ
 • 緊急性の判断
 • エビペン®、
 AED を指示

アレルギー症状がある(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇生(そ)生を行う

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくく
- 唇や爪が青白い

一つでもあれば

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声が嗄れる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ぜーぜーする呼吸

(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける



<緊急性が高いアレルギー症状>

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用 文部科学省・（公財）日本学校保健会

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®
の先端(オレンジ色の部分)
を軽くあて、“カチッ”と音
がするまで強く押ししあて、
そのまま五つ数える
**注射した後すぐさま五つ数える！
押しつけたまま五つ数える！**

② しっかりと握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で
持つ
“グー”で握る！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離
しオレンジ色のニードルカ
バーが伸びているか確認す
る
**伸びていない場合は
「④に戻る」**

③ 安全キャップをはずす



青い安全キャップをはずす

オレンジ色のニードルカバーの
先端は、注射針が出てくるところ
です。絶対に指や手等で触れたり、
押したりしないでください。

文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

出典：「アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料『緊急時の対応』」（文部科学省、（公財）日本学校保健会）
出典：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（東京都健康安全研究センター）：2013より一部改変（承認番号 28 健研健第 1514 号）

エピペン®の使い方

介助者がいる場合

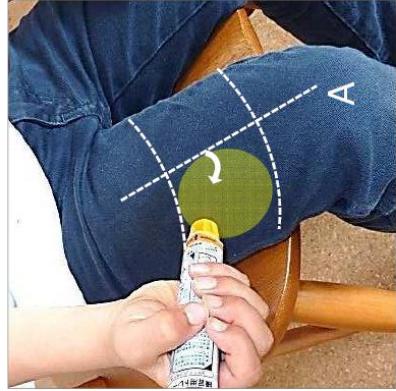


介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしつかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつて真ん中(A)
- よりやや外側に注射する



あお向けの場合

座位の場合

作成協力者

京都府の学校等における食物アレルギー対応委員会 委員

- 伊藤 節子 同志社女子大学特任教授
松田 義和 一般社団法人京都府医師会 理事
土屋 邦彦 京都府山城北保健所保健室医務主幹・京都府立医科大学小児科講師（併任）
小谷 智恵 認定特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねっと 事務局長
鈴木 秀三 京都府消防長会救急部会長（福知山市消防本部消防長）
丹治 和美 京都府健康福祉部健康対策課 健康づくり・企画担当 副課長
村田 定弘 京都府学校給食研究会 会長（久御山町立佐山小学校校長）
北川 鯉平 京都府立学校養護教諭研究会 会長（京都府立東舞鶴高等学校校長）
平岡 克也 京都府立特別支援学校研究会給食研究部会 顧問校長（京都府立八幡支援学校校長）
平井 玉江 京都府立学校養護教諭研究会 役員（京都府立鴨沂高等学校養護教諭）
丸山 瞳 公益社団法人全国学校給食栄養士協議会京都府研究会 役員（宇治市立南小倉小学校栄養教諭）
木村 利子 公益社団法人全国学校給食栄養士協議会京都府研究会 役員（大山崎町立大山崎小学校学校栄養職員）

京都府の学校等における食物アレルギー対応委員会 部会員

- 横山 律子 長岡京市立長岡第三中学校 養護教諭
仲西 恭子 京丹波町立丹波ひかり小学校 養護教諭
木村佳那子 京丹波町立和知小学校 栄養教諭
酒井亜希子 京都府立南山城支援学校 栄養教諭
宇野 沙聰 京都府立中丹支援学校 養護教諭

事務局：京都府教育委員会

- 松本 完治 京都府教育庁指導部保健体育課 スポーツ・健康安全担当課長
池邊 勇作 京都府教育庁指導部保健体育課 総括指導主事兼副課長
杉本 学 京都府教育庁指導部保健体育課 副課長
後藤 純子 京都府教育庁指導部保健体育課 指導主事
長谷川法子 京都府教育庁指導部保健体育課 指導主事
榎木 章子 京都府教育庁指導部保健体育課 指導主事
藤本 直美 京都府教育庁指導部学校教育課 指導主事
星川 涼華 京都府教育庁指導部特別支援教育課 指導主事
奥平 美香 京都府教育庁指導部高校教育課 指導主事
明石 良子 京都府教育庁指導部保健体育課 副主査
森口 卓也 京都府教育庁指導部保健体育課 主事
田川 智子 京都府教育庁指導部保健体育課 主事

発行者 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
TEL (075) 414-5874 FAX (075) 414-5863
発行日 平成 29 年 3 月

